



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 30 日 (金)
号外第 38 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (14) (税務課) . . . 4
	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (15) (〃) 5
	鳥取県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則 (16) (行政監察・法人指導課) . . . 6
	地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県 病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (17) (人事企画課) 10
	職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (18) (〃) 12
	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (19) (業務効率推進課) 14
	鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する 規則 (20) (〃) 80

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

国税犯則取締法の廃止に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 自動車税の減免に係る中古自動車販売事業者の要件について定めた規定中引用する国税犯則取締法の規定を地方税法の規定に改める。
- (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県農業共済組合検査規則の一部改正について

1 規則の改正理由

農業災害補償法の一部が改正され、農業共済組合から業務の委託を受けた者の検査ができることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 農業共済組合に対して知事が行う検査について定めた規定中引用する法律の名称及び条項を改める。
- (2) 農業共済組合から業務の委託を受けた者に対する検査に必要な事項を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

企業局及び病院局の内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正
政治的行為が制限される職について、企業局に室長を加え、病院局のがん相談支援室の室長及び副室長を削る。
- (2) 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正
任免に知事の同意を要する主要な職員からがん相談支援室の室長及び副室長を削る。
- (3) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

新たな職を設置するため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 職員の職について、大山開山1300年祭鳥取県本部事務局長及び星空環境推進幹を加える。
- (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

給与の支払事務その他の内部の管理事務を効率的に処理する体制を整備するほか、新たな行政課題に対応するため、県の行政組織を改める。

2 規則の概要

- (1) 総務部に総合事務センターを置き、同部行財政改革局に職員支援課及び資産活用推進課を置く。
- (2) 生活環境部くらしの安心局に水環境保全課を置き、同部環境立県推進課に星空環境推進室を置く。
- (3) 商工労働部雇用人材局にとっとり働き方改革支援センター及び鳥取県立倉吉ハローワークを置く。
- (4) 内部組織、所掌事務及び附属機関等について所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。
 - イ 関係する規則について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
地方独立行政法人法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 監事が作成する監査報告に記載すべき事項を定める。
 - (2) 業務の実績等に関する報告書に記載すべき事項を定める。
 - (3) 財務諸表に添付する事業報告書に記載すべき事項を定める。
 - (4) その他所要の規定の整備を行う。
 - (5) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

規 則

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第14号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成29年鳥取県条例第48号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成30年4月1日とする。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第15号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（自動車税の減免に係る中古自動車販売業者の要件） 第50条の14 条例第137条の2第1項第2号に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は<u>法第22条の28第1項</u>の規定により通告処分を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。</p> <p>（3） 略</p>	<p>（自動車税の減免に係る中古自動車販売業者の要件） 第50条の14 条例第137条の2第1項第2号に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は<u>法において準用する国税犯則取締法（明治33年法律第67号）</u>の規定により通告処分（<u>科料に相当する金額に係る通告処分を除く。</u>）を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。</p> <p>（3） 略</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

鳥取県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

鳥取県農業共済組合検査規則（昭和59年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県農業共済組合等検査規則</u></p>	<p><u>鳥取県農業共済組合検査規則</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号。以下「<u>法</u>」という。）<u>第209条第1項から第3項まで</u>の規定により、<u>農業共済組合及び農業共済組合から業務の委託を受けた者</u>（以下「<u>組合等</u>」という。）に対して知事が行う検査（以下「<u>検査</u>」という。）については、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号）<u>第142条の2から第142条の4まで</u>の規定により、<u>農業共済組合</u>（以下「<u>組合</u>」という。）に対して知事が行う検査（以下「<u>検査</u>」という。）については、この規則の定めるところによる。</p>
<p>(検査の目的)</p> <p>第2条 検査は、<u>組合等</u>の業務及び会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款に違反せず、かつ、適正になされているかどうかを知ることにより、<u>農業共済組合</u>に対する個別指導の実を挙げ、もってその正常な事業運営と<u>法第2条第1項に規定する農業共済事業</u>の健全な発達を図ることを目的として行うものとする。</p>	<p>(検査の目的)</p> <p>第2条 検査は、<u>組合</u>の業務及び会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款に違反せず、かつ、適正になされているかどうかを知ることにより、<u>当該組合</u>に対する個別指導の実を挙げ、もってその正常な事業運営と<u>農業災害補償制度</u>の健全な発達を図ることを目的として行うものとする。</p>
<p>(検査の要領)</p> <p>第3条 検査は、別に定める<u>農業共済組合等検査実施要領</u>に従い、<u>組合等</u>の業務及び会計に関する帳簿、伝票、証ひよう書類その他業務記録の<u>全て</u>について行うものとする。ただし、知事が特に指示した場合は、当該指示するところに従って行うものとする。</p>	<p>(検査の要領)</p> <p>第3条 検査は、別に定める<u>農業共済組合検査実施要領</u>に従い、<u>組合</u>の業務及び会計に関する帳簿、伝票、証ひよう書類その他業務記録の<u>すべて</u>について行うものとする。ただし、知事が特に指示した場合は、当該指示するところに従って行うものとする。</p>
<p>(検査命令書等の提示)</p> <p>第6条 検査員は、検査に着手するときは、<u>組合等</u>の理事<u>その他の責任者</u>に対し、検査命令書（様式第1号）を提示して、検査を行う旨を告げなければならない。</p> <p>2 <u>法第209条第4項の証明書は、様式第2号による。</u></p>	<p>(検査命令書等の提示)</p> <p>第6条 検査員は、検査に着手するときは、<u>組合</u>の理事に対し、検査命令書（様式第1号）<u>及び身分証明書（様式第2号）</u>を提示して、検査を行う旨を告げなければならない。</p>
<p>(検査の場所)</p> <p>第8条 検査は、<u>組合等</u>の事務所、倉庫その他当該組</p>	<p>(検査の場所)</p> <p>第8条 検査は、<u>組合</u>の事務所、倉庫その他当該組</p>

<p>合等の業務に係る場所において行う。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>の業務に係る場所において行う。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。</p>
<p>(執務時間内検査の原則) 第9条 検査は、<u>組合等</u>の執務時間内に行う。ただし、特別の理由があり、当該<u>組合等</u>の<u>理事その他の責任者</u>の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>(執務時間内検査の原則) 第9条 検査は、<u>組合</u>の執務時間内に行う。ただし、特別の理由があり、当該<u>組合</u>の理事の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>
<p>(検査の立会い) 第10条 検査は、<u>組合等</u>の<u>理事その他の責任者</u>の立会いを得て行わなければならない。 2 前項の規定によるほか、<u>組合等</u>の監事の立会いを得るよう努めなければならない。</p>	<p>(検査の立会い) 第10条 検査は、<u>組合</u>の理事の立会いを得て行わなければならない。 2 前項の規定によるほか、<u>組合</u>の監事の立会いを得るよう努めなければならない。</p>
<p>(検査物件の制限) 第11条 検査員は、<u>組合等</u>の<u>理事その他の責任者</u>、職員その他の関係者の私物については、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において当該関係者の承諾を得たときは、この限りでない。</p>	<p>(検査物件の制限) 第11条 検査員は、<u>組合</u>の理事、職員その他の関係者の私物については、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において当該関係者の承諾を得たときは、この限りでない。</p>
<p>(検査員の留意事項) 第12条 検査員は、検査に当たっては、<u>組合等</u>の事務執行に支障を生じさせないように努め、検査によって当該<u>組合等</u>に不当な負担を負わせることのないよう留意しなければならない。 2 略</p>	<p>(検査員の留意事項) 第12条 検査員は、検査に当たっては、<u>組合</u>の事務執行に支障を生じさせないように努め、検査によって当該<u>組合</u>に不当な負担を負わせることのないよう留意しなければならない。 2 略</p>
<p>(検査の延期又は中止) 第13条 検査員は、検査に際し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、検査を延期し、又は中止することができる。 (1) <u>組合等</u>の<u>理事その他の責任者</u>を立ち会わせることができないとき。 (2)～(4) 略</p>	<p>(検査の延期又は中止) 第13条 検査員は、検査に際し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、検査を延期し、又は中止することができる。 (1) <u>組合</u>の理事を立ち会わせることができないとき。 (2)～(4) 略</p>
<p>(検査結果の報告及び検査書の交付等) 第15条 略</p>	<p>(検査結果の報告及び検査書の交付等) 第15条 略 2 <u>知事は、前項の報告に基づいて検査書を作成し、これを検査を受けた組合に交付するものとする。</u> 3 <u>知事は、組合の業務及び会計について特に改善整備を要すると認める事項がある場合には、前項の検査書において必要な指示をするとともに、当該組合からその事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針についての報告書の提出を求めることができ</u></p>

2 知事は、前項の報告に基づいて、組合等の業務及び会計について是正又は改善の必要があると認められる事項について、農業共済組合に検査書を交付し、必要な指示をするとともに、その事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針についての報告書の提出を求めることができる。

3 知事は、検査が法第209条第3項の規定に基づくものである場合には、当該検査の請求をした者に対し、前項の検査書の写しを交付するものとする。

様式第1号（第6条関係）

第 号
検 査 命 令 書
職 氏 名
(組合の名称) に対し、 年 月 日までに <u>農業保険法第209条第 項</u> の規定による検査を実施することを命ずる。
年 月 日
職 氏 名 印

る。

4 組合が前項の報告書を提出する場合には、監事の意見書を添付しなければならない。

5 知事は、検査が農業災害補償法第142条の4の規定に基づくものである場合には、当該検査の請求をした者に対し、第2項の検査書の写しを交付するものとする。

様式第1号（第6条関係）

第 号
検 査 命 令 書
職 氏 名
(組合の名称) に対し、 年 月 日までに <u>農業災害補償法第142条の 項</u> の規定による検査を実施することを命ずる。
年 月 日
職 氏 名 印

様式第2号（第6条関係）

第 号	
身 分 証 明 書	
職 氏 名	写
年 月 日生	真
上記の者は、 <u>農業保険法第209条第1項から第3項</u> までの規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。	
年 月 日	
職 氏 名 印	

様式第2号（第6条関係）

第 号	
身 分 証 明 書	
職 氏 名	写
年 月 日生	真
上記の者は、 <u>農業災害補償法第142条の2から第142条の4</u> までの規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。	
年 月 日	有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
職 氏 名 印	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年鳥取県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 企業局 ア 本局 (ア)～(ウ) 略 <u>(エ) 室長</u> <u>(オ) 略</u> <u>(カ) 略</u> イ 略 (2) 病院局 ア～サ 略 シ 室長（医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新病院建設推進室、新生児集中治療室（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。） ス 副室長（医療安全対策室及び職員支援室の副室長に限る。） セ 略</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 企業局 ア 本局 (ア)～(ウ) 略 <u>(エ) 略</u> <u>(オ) 略</u> イ 略 (2) 病院局 ア～サ 略 シ 室長（医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新病院建設推進室、新生児集中治療室（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）、<u>がん相談支援室</u>、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。） ス 副室長（医療安全対策室、職員支援室及び<u>がん相談支援室</u>の副室長に限る。） セ 略</p>

(鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（平成7年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院长、部長、センター長、副センター長、副局长、室長（医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新病院建設推進室、新生児集中治療室（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。）、副室長（医療安全対策室及び職員支援室の副室長に限る。）及び看護師長の職を占める職員とする。</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院长、部長、センター長、副センター長、副局长、室長（医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新病院建設推進室、新生児集中治療室（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）、<u>がん相談支援室</u>、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。）、副室長（医療安全対策室、<u>職員支援室及びがん相談支援室</u>の副室長に限る。）及び看護師長の職を占める職員とする。</p>
---	---

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第18号

職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、中部復興監、部長、局長、所長、理事監、東部復興監、大山開山1300年祭鳥取県本部長、会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対策監、文化復興監、スポーツ復興監、官房長、経済産業復興監、通商物流戦略監、農業復興戦略監、大山開山1300年祭鳥取県副本部長、<u>大山開山1300年祭鳥取県本部事務局長</u>、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、企画調整幹、<u>星空環境推進幹</u>、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸復興官、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域復興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、中部復興監、部長、局長、所長、理事監、東部復興監、大山開山1300年祭鳥取県本部長、会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対策監、文化復興監、スポーツ復興監、官房長、経済産業復興監、通商物流戦略監、農業復興戦略監、大山開山1300年祭鳥取県副本部長、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸復興官、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域復興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、場長、上席研究員、分場長、試験</p>

員、総括専門員、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、支援幹、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

地長、主幹学芸員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、支援幹、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第19号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章・第2章 略	第1章・第2章 略
第3章 地方機関	第3章 地方機関
第1節～第6節 略	第1節～第6節 略
第7節 福祉保健部の所管に属する機関	第7節 福祉保健部の所管に属する機関
	<u>第1款 福祉保健事務所（第48条の8・第48条の9）</u>
<u>第1款</u> 略	<u>第2款</u> 略
<u>第2款</u> 略	<u>第3款</u> 略
<u>第3款</u> 略	<u>第4款</u> 略
<u>第4款</u> 略	<u>第5款</u> 略
<u>第5款</u> 略	<u>第6款</u> 略
<u>第6款</u> 略	<u>第7款</u> 略
<u>第7款</u> 略	<u>第8款</u> 略
<u>第8款</u> 略	<u>第9款</u> 略
<u>第9款</u> 略	<u>第10款</u> 略
<u>第10款</u> 略	<u>第11款</u> 略
<u>第11款</u> 略	<u>第12款</u> 略
<u>第12款</u> 略	<u>第13款</u> 略
<u>第13款</u> 略	<u>第14款</u> 略
<u>第14款</u> 略	<u>第15款</u> 略
<u>第15款</u> 略	<u>第16款</u> 略
<u>第16款</u> 略	<u>第17款</u> 略
<u>第17款</u> 略	<u>第18款</u> 略
第8節 生活環境部の所管に属する機関	第8節 生活環境部の所管に属する機関
<u>第1款 食肉衛生検査所（第95条・第96条）</u>	<u>第1款 生活環境事務所（第95条・第96条）</u>
<u>第2款 交通事故相談所（第97条・第98条）</u>	<u>第2款 食肉衛生検査所（第97条・第97条の2）</u>
<u>第3款 建築住宅事務所（第99条・第99条の2）</u>	<u>第3款 交通事故相談所（第98条・第99条）</u>
第4款 略	第4款 略
第9節～第14節 略	第9節～第14節 略
第4章・第5章 略	第4章・第5章 略
附則	附則
（趣旨）	（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）に定めるもののほか、知事の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関の設置、所掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

（部局及び部内局の名称等）

第5条 略

2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

略	
総務部	行財政改革局 人権局 総合事務センター
略	

（課及び課内室等の設置）

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く

部局	部内局	課	課内室等
略			
総務部	略	略	
		情報政策課	
		略	
	行財政改革局	略	
		職員支援課	
		資産活用推進課	
	職員人材開発センター		
人権局	略		
	総合事務センター	庶務集中課 物品契約課	
略			
福祉保健部	略		
	健康医療局	略	
		医療・保険課	
生活環境部		環境立県推進課	次世代エネルギー推進室 <u>星空環境推進室</u>
		衛生環境研究所	水環境対策チーム 化学衛生室 保健衛生室 大気・

第1条 この規則は、鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）に定めるもののほか、知事の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関の設置、所掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

（部局及び部内局の名称等）

第5条 略

2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

略	
総務部	行財政改革局 人権局
略	

（課及び課内室等の設置）

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

部局	部内局	課	課内室等
略			
総務部	略	略	
		情報政策課	<u>システム刷新室</u>
		略	
	行財政改革局	略	
		業務効率推進課	
		財源確保推進課	
職員人材開発センター			
	福利厚生課		
人権局	略		
略			
福祉保健部	略		
	健康医療局	略	
		医療指導課	
生活環境部		環境立県推進課	次世代エネルギー推進室
		水・大気環境課	水環境保全室
	衛生環境研究所	衛生環境研究所	<u>企画調整室</u> 水環境対策チーム <u>リサイクルチーム</u>

			地球環境室
		略	
	くらしの安心局	住まいまちづくり課	景観・建築指導室
		水環境保全課	
略			
商工労働部	略	雇用人材局	雇用政策課
		とっとり働き方改革支援センター	
		産業人材課	高度技能開発室
		鳥取県立倉吉ハローワーク	
		略	
農林水産部		略	
		農業大学校	
	略		
略			

(元気づくり総本部各課の所掌事務)

第6条の3 元気づくり総本部各課及び子育て王国推進局の所掌事務は、次のとおりとする。

とっとり元気戦略課

(1)～(6) 略

(7) 総本部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）

(8) 略

広域連携課～元気づくり推進局女性活躍推進課
略

東部振興監東部振興課

(1)・(2) 略

(3) 県東部圏域に係る特定非営利活動法人等に関すること。

(4) 鳥取県東部庁舎の庁舎管理に関すること。

(5) 鳥取県東部庁舎の車両に関すること（鳥取県土整備事務所維持管理課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 鳥取県東部県税事務所、鳥取県東部建築住宅事務所、鳥取県東部農林事務所（八頭事務所を除く。）。

			化学衛生室 保健衛生室 大気・地球環境室
		略	
	くらしの安心局	住まいまちづくり課	景観・建築指導室
略			
商工労働部	略	雇用人材局	労働政策課
		就業支援課	
		高度技能開発室	
		略	
農林水産部		略	
		農業大学校	総務課 教育研修課
	略		
略			

(元気づくり総本部各課の所掌事務)

第6条の3 元気づくり総本部各課及び子育て王国推進局の所掌事務は、次のとおりとする。

とっとり元気戦略課

(1)～(6) 略

(7) 総本部の予算経理及び庶務に関すること（会計局統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するものを除く。）

(8) 略

広域連携課～元気づくり推進局女性活躍推進課
略

東部振興監東部振興課

(1)・(2) 略

く。)、鳥取県鳥取県土整備事務所、鳥取県福祉相談センター、鳥取県立鳥取療育園、鳥取県立精神保健福祉センター及び鳥取県立鳥取看護専門学校の予算経理及び庶務に関すること(総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課並びに鳥取県東部県税事務所収税課、鳥取県東部農林事務所農業振興課及び鳥取県鳥取県土整備事務所建設総務課の所掌に属するものを除く。)。

子育て王国推進局 略

(危機管理局各課の所掌事務)

第6条の4 危機管理局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

危機管理政策課

(1)・(2) 略

(3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 局の予算経理及び庶務に関すること(総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。)。

(11) 略

危機対策・情報課～消防防災課 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(12) 略

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること(総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。)。

(14) 略

財政課

(1)～(3) 略

(4) 県の出資法人等の経営状況に関すること。

政策法務課 略

税務課

(1)～(5) 略

(6) 債権管理の支援調整に関すること。

子育て王国推進局 略

(危機管理局各課の所掌事務)

第6条の4 危機管理局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

危機管理政策課

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 局の予算経理及び庶務に関すること(会計局統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するものを除く。)。

(10) 略

危機対策・情報課～消防防災課 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(12) 略

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するものを除く。)。

(14) 略

財政課

(1)～(3) 略

(4) 公社・事業団関係業務の総合調整に関すること(財政に関することに限る。)。

政策法務課 略

税務課

(1)～(5) 略

(7) 略

営繕課 略

行政監察・法人指導課

(1) 県の内部統制（業務の実施状況の監察を含む。）に関する事。

(2)～(5) 略

情報政策課

(1)～(4) 略

(5) 個人番号の制度に関する事。

(6) 個人情報の提供に用いるネットワークシステムに関する事。

(7) 略

東京本部～名古屋代表部 略

行財政改革局人事企画課

(1) 職員の任免、配置、分限、懲戒、勤務成績の評価及び表彰に関する事。

(2) 行政組織及び職員の定数に関する事。

(3) 略

(4)～(6) 略

(7) 略

(8) 災害復興推進の体制整備に関する事。

(9) 県の出資法人等の総合調整に関する事（財政課の所掌に属するものを除く。）。

(10) 略

行財政改革局職員支援課

(1) 業務の改革及び改善並びに職員のワークライ

(6) 略

営繕課 略

行政監察・法人指導課

(1) 県の業務の実施状況の監察に関する事。

(2)～(5) 略

情報政策課

(1)～(4) 略

(5) 個人番号を含む個人情報の提供に用いるネットワークシステムに関する事。

(6) 略

東京本部～名古屋代表部 略

行財政改革局人事企画課

(1) 職員の任免、配置、分限、懲戒、勤務成績の評定及び表彰に関する事。

(2) 略

(3) 職員の社会的活動への参加に関する意識の啓発に関する事。

(4)～(6) 略

(7) 職員の給与の支給手続に関する事（庶務集中局集中業務課の所掌に属するものを除く。）。

(8) 略

(9) 略

行財政改革局業務効率推進課

(1) 行政組織及び職員の定数に関する事。

(2) 業務の改革及び改善に関する事。

(3) 庶務及び会計事務の改革及び集中化の推進に関する事。

(4) 公社・事業団関係業務の総合調整に関する事（財政に関するものを除く。）。

(5) 災害復興推進の体制整備に関する事。

行財政改革局財源確保推進課

(1) 公有財産の取得管理及び処分に関する事。

(2) 職員宿舎に関する事。

(3) 土地開発基金に関する事。

(4) 建物の評価に関する事。

(5) 債権管理の支援調整に関する事。

(6) その他財源確保対策に関する事。

フバランス等の働き方改革に関すること。

(2) 職員の社会的活動への参加に関する意識の啓発に関すること。

(3) 庶務及び会計事務の改革及び集中化の推進に関すること。

(4) 職員の衛生管理に関すること。

(5) 公務災害補償に関すること。

(6) 職員の自動車事故に係る損害賠償に関すること。

(7) その他職員の厚生福利に関すること。

行財政改革局資産活用推進課

(1) 官民の連携による公共施設等の整備及び運営の検討に関すること。

(2) 公有財産の取得管理及び処分に関すること。

(3) 建物の評価に関すること。

(4) ふるさと納税に関すること。

(5) その他財源確保対策に関すること。

行財政改革局職員人材開発センター 略

行財政改革局職員人材開発センター 略

行財政改革局福利厚生課

(1) 職員の衛生管理に関すること。

(2) 恩給（旧軍人及び旧軍属関係を除く。）並びに退職年金及び退職一時金に関すること。

(3) 地方職員共済組合の業務に関すること。

(4) 職員の互助会に関すること。

(5) 公務災害補償に関すること。

(6) 職員の自動車事故に係る損害賠償に関すること。

(7) その他職員の厚生福利に関すること。

人権局人権・同和対策課 略

人権局人権・同和対策課 略

総合事務センター庶務集中課

(1) 庶務、会計及び契約事務に係る集中処理に関すること（総合事務センター物品契約課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 庁用自動車の管理に関すること。

(3) 職員の給与の支給手続に関すること。

(4) 職員宿舎の管理に関すること。

(5) 恩給（旧軍人及び旧軍属関係を除く。）並びに退職年金及び退職一時金に関すること。

(6) 地方職員共済組合の業務に関すること。

(7) 職員の互助会に関すること。

(8) その他センター内他課の所掌に属しないこと。

総合事務センター物品契約課

(1) 会計及び契約事務（物品、役務、業務の委託及び賃借に係るものに限る。）に係る集中処理に

関すること。

(2) 競争入札（建設工事及び測量設計に係るものを除く。）に参加する者に必要な資格の審査及び登録に関すること。

（地域振興部各課の所掌事務）

第8条 地域振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興課

(1)～(6) 略

(7) 地域振興部及び観光交流局の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。

(8) 略

交通政策課～スポーツ課 略

（福祉保健部各課の所掌事務）

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ささえあい福祉局福祉保健課

(1)～(4) 略

(5) 災害救助に関すること（危機管理政策課の所掌に属するものを除く。）。

(6)～(20) 略

(21) 福祉事務所、保健所及び福祉人材研修センターに関すること。

(22) 略

(23) 部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。

(24) 略

ささえあい福祉局福祉監査指導課～健康医療局医療政策課 略

健康医療局医療・保険課

(1)～(7) 略

（生活環境部各課の所掌事務）

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課

(1)～(11) 略

(12) 星空環境の活用及び保全に関すること。

(13) 大気の汚染の防止に関すること。

（地域振興部各課の所掌事務）

第8条 地域振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興課

(1)～(6) 略

(7) 地域振興部及び観光交流局の予算経理及び庶務に関すること（会計局統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するものを除く。）。

(8) 略

交通政策課～スポーツ課 略

（福祉保健部各課の所掌事務）

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ささえあい福祉局福祉保健課

(1)～(4) 略

(5) 災害救助に関すること。

(6)～(20) 略

(21) 福祉保健事務所、福祉事務所、保健所及び福祉人材研修センターに関すること。

(22) 略

(23) 部の予算経理及び庶務に関すること（会計局統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するものを除く。）。

(24) 略

ささえあい福祉局福祉監査指導課～健康医療局医療政策課 略

健康医療局医療指導課

(1)～(7) 略

（生活環境部各課の所掌事務）

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課

(1)～(11) 略

(12) 生活環境事務所に関すること。

- (14) 騒音、振動及び悪臭の防止に関すること。
- (15) その他公害の防止及び生活環境の保全に関すること。
- (16) 略
- (17) 部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。
- (18) 略
- 衛生環境研究所・循環型社会推進課 略
緑豊かな自然課
- (1)～(3) 略
- (4) 自然公園及び長距離自然歩道に関すること（総合事務所の所管区域における管理に関することを除く。）。
- (5)～(8) 略
- 「山の日」大会推進課・砂丘事務所 略
くらしの安心局くらしの安心推進課
- (1)～(6) 略
- (7) 理美容所、旅館、住宅宿泊事業者、興行場等生活衛生関係営業関係者に関すること。
- (8)～(23) 略
- くらしの安心局消費生活センター 略
くらしの安心局住まいまちづくり課
- (1)～(17) 略
- (18) 建築住宅事務所に関すること。
- (19) 略
- くらしの安心局水環境保全課
- (1) 水質の汚濁の防止に関すること。
- (2) 土壌の汚染の防止に関すること。
- (3) 地盤の沈下の防止に関すること。
- (4) その他公害の防止及び生活環境の保全に関すること（環境立県推進課の所掌に属するものを除く。）。

- (13) 略
- (14) 部の予算経理及び庶務に関すること（会計局統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するものを除く。）。
- (15) 略
- 水・大気環境課
- (1) 大気の汚染の防止に関すること。
- (2) 水質の汚濁の防止に関すること。
- (3) 土壌の汚染の防止に関すること。
- (4) 地盤の沈下の防止に関すること。
- (5) 騒音、振動及び悪臭の防止に関すること。
- (6) その他公害の防止及び生活環境の保全に関すること。
- (7) 水資源対策に関すること。
- (8) 生活排水処理施設の整備並びに下水道の整備及び管理に関すること。
- (9) 水道に関すること。
- 衛生環境研究所・循環型社会推進課 略
緑豊かな自然課
- (1)～(3) 略
- (4) 自然公園及び長距離自然歩道に関すること（管理に関することを除く。）。
- (5)～(8) 略
- 「山の日」大会推進課・砂丘事務所 略
くらしの安心局くらしの安心推進課
- (1)～(6) 略
- (7) 理美容所、旅館、興行場等生活衛生関係営業関係者に関すること。
- (8)～(23) 略
- くらしの安心局消費生活センター 略
くらしの安心局住まいまちづくり課
- (1)～(17) 略
- (18) 略

(5) 水資源対策に関すること。
 (6) 生活排水処理施設の整備並びに下水道の整備及び管理に関すること。
 (7) 水道に関すること。

(商工労働部各課の所掌事務)
 第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

商工政策課
 (1)～(4) 略
 (5) 部の予算経理及び庶務に関すること(総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。)
 (6) 略
 立地戦略課～通商物流課 略

雇用人材局雇用政策課
 (1) 雇用情勢の改善及び人材の確保に関すること。
 (2) 雇用・就業対策に関すること。
 (3) その他局内他課の所掌に属しないこと。
 雇用人材局とっとり働き方改革支援センター
 (1) 県内企業の働き方改革の推進に関すること。
 (2) 労働相談及び労働関係の調整に関すること(労働委員会の所掌に属するものを除く。)
 (3) 労働教育に関すること。
 (4) 労働の福祉に関すること。
 雇用人材局産業人材課
 (1) 職業能力の開発及び高度化に関すること。

(商工労働部各課の所掌事務)
 第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

商工政策課
 (1)～(4) 略
 (5) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するものを除く。)
 (6) 略
 立地戦略課～通商物流課 略
 雇用人材局労働政策課
 (1) 労働組合法(昭和24年法律第174号)及び労働関係調整法(昭和21年法律第25号)の施行に関すること。
 (2) 労働教育に関すること。
 (3) 労働の福祉に関すること。
 (4) 職業能力の開発及び高度化に関すること。
 (5) 産業人材育成センターに関すること。
 (6) 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年鳥取県条例第6号。以下「個別労働紛争解決条例」という。)の施行に関すること(労働委員会の所掌に属するものを除く。)
 (7) その他局内他課の所掌に属しないこと。
 雇用人材局就業支援課
 (1) 雇用情勢の改善及び人材の確保に関すること。
 (2) 雇用・就業対策に関すること。

(2) 産業人材育成センターに関すること。
 雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク

(1) 無料の職業紹介に関すること。
 (2) 県内企業の人材の確保に関すること。
 雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク・雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課

(1) 略

(2) 農林事務所に関すること。

(3) 略

(4) 部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。

(5)・(6) 略
 農業大学校・経営支援課 略
 農地・水保全課

(1) 土地改良事業に関すること。

(2)～(10) 略
 農業振興戦略監とっとり農業戦略課

(1)・(2) 略

(3) 農業災害補償に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 農村総合研修所に関すること。
 農業振興戦略監生産振興課～水産振興局水産課 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課

(1)～(12) 略

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。

(14) 略
 技術企画課

雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク・雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課

(1) 略

(2) 農業災害補償に関すること。

(3) 農林事務所及び農村総合研修所に関すること。

(4) 略

(5) 部の予算経理及び庶務に関すること（会計局統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するものを除く。）。

(6)・(7) 略
 農業大学校・経営支援課 略
 農地・水保全課

(1) 土地改良事業（広域農道整備事業及び基幹農道整備事業を除く。次号、第3号、第5号及び第6号において同じ。）に関すること。

(2)～(10) 略
 農業振興戦略監とっとり農業戦略課

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

農業振興戦略監生産振興課～水産振興局水産課 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課

(1)～(12) 略

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること（会計局統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するものを除く。）。

(14) 略
 技術企画課

(1)～(4) 略

(5) 都市計画に関すること（循環型社会推進課、緑豊かな自然課、くらしの安心局住まいまちづくり課及び水環境保全課並びに道路建設課の所掌に属するものを除く。）。

(6)～(10) 略

道路企画課 略

道路建設課

道路及び橋梁の建設に関すること（街路事業を含む。）。

河川課～空港港湾課 略

（職制及び職務）

第16条 略

2～15 略

16 星空環境推進幹を生活環境部に置き、星空環境の活用及び保全施策の総合調整に関する事務をつかさどる。

17 略

18 略

（地域振興局各課の所掌事務）

第22条 中部総合事務所地域振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興局中部振興課

(1)～(13) 略

(14) 労働相談、雇用対策その他労働に関すること（鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「個別労働紛争解決条例」という。）第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。）。

（生活環境局各課の所掌事務）

第22条の4 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

生活環境局環境・循環推進課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)・(2) 略

(3) 理美容所、旅館、住宅宿泊事業者、興行場等

(1)～(4) 略

(5) 都市計画に関すること（水・大気環境課、循環型社会推進課、緑豊かな自然課、くらしの安心局住まいまちづくり課及び道路建設課の所掌に属するものを除く。）。

(6)～(10) 略

道路企画課 略

道路建設課

(1) 道路及び橋梁の建設に関すること（街路事業を含む。）。

(2) 広域農道整備事業及び基幹農道整備事業に関すること。

河川課～空港港湾課 略

（職制及び職務）

第16条 略

2～15 略

16 略

17 通商物流戦略監を商工労働部に置き、県内企業の海外での事業活動の促進に係る施策の総合調整に関する事務をつかさどる。

18 略

（地域振興局各課の所掌事務）

第22条 中部総合事務所地域振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興局中部振興課

(1)～(13) 略

(14) 労働相談、雇用対策その他労働に関すること（個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。）。

（生活環境局各課の所掌事務）

第22条の4 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

生活環境局環境・循環推進課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)・(2) 略

(3) 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係営業

環境衛生関係営業関係者に関すること。

(4)～(11) 略

生活環境局生活安全課 略

生活環境局建築住宅課

次に掲げる事務（第7号から第9号までに掲げる事務にあつては、県土整備局維持管理課及び米子県土整備局維持管理課の所掌に属するものを除く。）

(1)～(3) 略

(4) 独立行政法人住宅金融支援機構委託業務に関すること。

(5)～(9) 略

(農林局各課の所掌事務)

第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農業振興課

(1)～(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

農林局倉吉農業改良普及所・農林局東伯農業改良普及所 略

農林局地域整備課

(1) 土地改良事業に関すること。

(2)～(7) 略

農林局林業振興課 略

第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農林業振興課・農林局西部農業改良普及所 略

農林局地域整備課

(1) 土地改良事業に関すること。

(2)～(7) 略

(県土整備局各課の所掌事務)

第22条の7 県土整備局及び米子県土整備局（以下この条において「県土整備局」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、米

関係者に関すること。

(4)～(11) 略

生活環境局生活安全課 略

生活環境局建築住宅課

次に掲げる事務（第7号から第9号までに掲げる事務にあつては、県土整備局維持管理課及び米子県土整備局維持管理課の所掌に属するものを除く。）

(1)～(3) 略

(4) 住宅金融公庫委託業務に関すること。

(5)～(9) 略

(農林局各課の所掌事務)

第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農業振興課

(1)～(14) 略

(15) 土地改良事業（広域農道整備事業及び基幹農道整備事業を除く。）に関すること。

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

農林局倉吉農業改良普及所・農林局東伯農業改良普及所 略

農林局地域整備課

(1) 土地改良事業 （広域農道整備事業及び基幹農道整備事業を除く。）に関すること。

(2)～(7) 略

農林局林業振興課 略

第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農林業振興課・農林局西部農業改良普及所 略

農林局地域整備課

(1) 土地改良事業 （広域農道整備事業及び基幹農道整備事業を除く。）に関すること。

(2)～(7) 略

(県土整備局各課の所掌事務)

第22条の7 県土整備局及び米子県土整備局（以下この条において「県土整備局」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、米

子県土整備局各課の所掌事務からは、日野振興センター日野県土整備局各課の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課～県土整備局計画調査課
略

県土整備局道路都市課

(1)～(4) 略

県土整備局河川砂防課 略

(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務)
第22条の9 日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野県土整備局建設総務課～日野振興センター日野県土整備局用地課 略

日野振興センター日野県土整備局道路整備課

日野郡の区域における次に掲げる事務

(1)・(2) 略

日野振興センター日野県土整備局河川砂防課 略

(内部組織及び所掌事務)

第36条 略

2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。

収税課 略

課税課

(1)～(3) 略

子県土整備局各課の所掌事務からは、日野振興センター日野県土整備局各課の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課～県土整備局計画調査課
略

県土整備局道路都市課

(1)～(4) 略

(5) 広域農道整備事業及び基幹農道整備事業に関すること。

県土整備局河川砂防課 略

(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務)
第22条の9 日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野県土整備局建設総務課～日野振興センター日野県土整備局用地課 略

日野振興センター日野県土整備局道路整備課

日野郡の区域における次に掲げる事務

(1)・(2) 略

(3) 広域農道整備事業及び基幹農道整備事業に関すること。

日野振興センター日野県土整備局河川砂防課 略

(内部組織及び所掌事務)

第36条 略

2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。

収税課 略

課税課

次に掲げる事務（第4号から第6号までに掲げる事務にあつては、東部県税事務所に限る。）

(1)～(3) 略

(4) 鳥取県東部庁舎の庁舎管理に関すること。

(5) 鳥取県東部庁舎の車両に関すること（鳥取県土整備事務所維持管理課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 鳥取県東部県税事務所、鳥取県東部福祉保健事務所、鳥取県東部生活環境事務所、鳥取県東部農林事務所（八頭事務所を除く。）、鳥取県鳥取県土整備事務所、鳥取県福祉相談センター、鳥取県立鳥取療育園、鳥取県立精神保健福祉センター及び鳥取県立鳥取看護専門学校の予算経理及び庶務に関すること（会計局統括審査課、庶務集中局集中業務課及び物品契約課並びに鳥取県東部県税事務所収税課、鳥取県東部福祉保健事務所福祉企画課、鳥取県東部生活環境事務所環境・循環推進

支所 略

第7節 略

課、鳥取県東部農林事務所農業振興課及び鳥取県鳥取県土整備事務所建設総務課の所掌に属するものを除く。)

支所 略

第7節 略

第1款 福祉保健事務所

(名称、位置及び所管区域)

第48条の8 鳥取県総合事務所等設置条例第4条第1項の規定により設置された福祉保健事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部福祉保健事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡

(内部組織及び所掌事務)

第48条の9 福祉保健事務所に、福祉企画課、障がい者支援課及び健康支援課を置く。

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

- (1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に関すること。
- (2) 社会福祉統計に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 介護保険に関すること。
- (5) 老人福祉計画の推進に関すること。
- (6) 救済援護に必要な物資に関すること。
- (7) 災害救助に関すること。
- (8) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (9) 社会福祉施設に関すること。
- (10) 児童の福祉に関すること。
- (11) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。
- (12) 児童福祉施設に関すること。
- (13) 福祉保健事務所内の庶務に関すること。
- (14) その他事務所内他課の所掌に属しない福祉保健行政に関すること。

障がい者支援課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

- (1) 障害者福祉に係る連絡調整に関すること。
- (2) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関するこ

第 1 款 略

第 2 款 略

(名称、位置及び所管区域)

第51条 鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取保健所	鳥取市	岩美郡及び八頭郡
略		

(内部組織及び所掌事務)

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ

と。

(4) 戦傷病者の更生援護に関すること。

健康支援課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1) 地域保健医療計画の推進に関すること。

(2) 医療法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関すること。

(3) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者に関すること。

(4) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。

(5) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。

(6) 衛生教育に関すること。

(7) 感染症その他の疾病の予防に関すること。

(8) 健康増進対策に関すること。

(9) がん対策に関すること。

(10) 栄養士法の施行に関すること。

(11) 栄養の改善及び指導に関すること。

(12) 歯科保健に関すること。

(13) 保健師等の業務指導に関すること。

(14) 母体保護及び母子保健に関すること。

(15) 生活習慣病の対策に関すること。

(16) 難病に関すること。

(17) 老人保健に関すること。

(18) その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関すること。

第 2 款 略

第 3 款 略

(名称、位置及び所管区域)

第51条 鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取保健所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
略		

(内部組織及び所掌事務)

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ

れ同表の右欄に掲げる課を置く。

鳥取県倉吉保健所	地域福祉支援課
	略
略	

2 略

第3款 略

第4款 略

第5款 略

第6款 略

第7款 略

第8款 略

第9款 略

第10款 略

第11款 略

第12款 略

第13款 略

第14款 略

第15款 略

第16款 略

第17款 略

第8節 略

れ同表の右欄に掲げる課を置く。

鳥取県鳥取保健所	福祉企画課
	障がい者支援課
	健康支援課
	環境・循環推進課
鳥取県倉吉保健所	地域福祉支援課
	略
略	

2 略

第4款 略

第5款 略

第6款 略

第7款 略

第8款 略

第9款 略

第10款 略

第11款 略

第12款 略

第13款 略

第14款 略

第15款 略

第16款 略

第17款 略

第18款 略

第8節 略

第1款 生活環境事務所

(名称、位置及び所管区域)

第95条 鳥取県総合事務所等設置条例第5条第1項の規定により設置された生活環境事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部生活環境事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡

(内部組織及び所掌事務)

第96条 生活環境事務所に、環境・循環推進課、生活安全課及び建築住宅課を置く。

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境・循環推進課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1) 環境保全、生活衛生、建築及び住宅に係る施策の総合調整に関すること。

(2) 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関すること。

(3) 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係営業関係者に関すること。

(4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。

(5) 上水道及び下水道の衛生に関すること。

(6) 地下水の保全及び持続的な利用に関すること。

(7) 温泉に関すること。

(8) 公害対策に関すること。

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(10) 生活環境事務所内の庶務に関すること。

(11) その他事務所内他課の所掌に属しない生活環境行政に関すること。

生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1) 食品衛生に関すること。

(2) 食品表示に関すること。

(3) 調理師等食品関係者に関すること。

(4) と畜場及びと畜に関すること。

(5) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。

(6) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農薬に関すること。

(7) 狂犬病予防に関すること。

(8) 動物の愛護及び管理に関すること。

(9) 自然環境の保護に関すること。

第1款 略

(名称、位置及び所管区域)
第95条 略

(所掌事務)
第96条 略

第2款 略

(設置)
第97条 略

(所掌事務)
第98条 略

第3款 建築住宅事務所

(名称、位置及び所管区域)
第99条 鳥取県総合事務所等設置条例第4条第1項の
規定により設置された建築住宅事務所の名称、位置
及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部建築 住宅事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び 八頭郡

(10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関
すること。

(11) 自然公園に関すること。

(12) その他生活環境に関すること。

建築住宅課

次に掲げる事務（第7号から第9号までに掲げる
事務にあつては、県土整備事務所維持管理課の所掌
に属するものを除く。）

(1) 建築及び住宅行政に関すること。

(2) 県営住宅の管理事務に関すること。

(3) 営繕工事の調査、設計、施工及び指導監督に
関すること。

(4) 住宅金融公庫委託業務に関すること。

(5) 建築物の評価に関すること。

(6) 景観形成に関すること。

(7) 都市公園に関すること。

(8) 屋外広告物に関すること。

(9) 開発行為に係る許可等に関すること。

第2款 略

(名称、位置及び所管区域)
第97条 略

(所掌事務)
第97条の2 略

第3款 略

(設置)
第98条 略

(所掌事務)
第99条 略

<p>(所掌事務)</p> <p>第99条の2 <u>建築住宅事務所は次に掲げる事務（第7号から第9号までに掲げる事務にあつては、県土整備事務所維持管理課の所掌に属するものを除く。）を所掌する。</u></p> <p>(1) <u>建築及び住宅行政に関すること。</u></p> <p>(2) <u>県営住宅の管理事務に関すること。</u></p> <p>(3) <u>営繕工事の調査、設計、施工及び指導監督に関すること。</u></p> <p>(4) <u>独立行政法人住宅金融支援機構委託業務に関すること。</u></p> <p>(5) <u>建築物の評価に関すること。</u></p> <p>(6) <u>景観形成に関すること。</u></p> <p>(7) <u>都市公園に関すること。</u></p> <p>(8) <u>屋外広告物に関すること。</u></p> <p>(9) <u>開発行為に係る許可等に関すること。</u></p>	
<p>(所掌事務)</p> <p>第105条 産業人材育成センターは、職業能力の開発及び向上に関する次の各号に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) <u>普通職業訓練の実施に関すること（産業人材課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第105条 産業人材育成センターは、職業能力の開発及び向上に関する次の各号に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 普通職業訓練の実施に関すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>
<p>(内部組織及び所掌事務)</p> <p>第108条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。 農業振興課・鳥取農業改良普及所 略 地域整備課</p> <p>(1) 土地改良事業に関すること。</p> <p>(2)～(5) 略 八頭事務所農林業振興課・八頭事務所八頭農業改良普及所 略</p>	<p>(内部組織及び所掌事務)</p> <p>第108条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。 農業振興課・鳥取農業改良普及所 略 地域整備課</p> <p>(1) 土地改良事業<u>（広域農道整備事業及び基幹農道整備事業を除く。）</u>に関すること。</p> <p>(2)～(5) 略 八頭事務所農林業振興課・八頭事務所八頭農業改良普及所 略</p>
<p>(内部組織及び所掌事務)</p> <p>第140条 略</p> <p>2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 建設総務課 次に掲げる事務（第4号から第9号までに掲げる事務にあつては、鳥取県八頭県土整備事務所に限る。）</p> <p>(1) 略</p>	<p>(内部組織及び所掌事務)</p> <p>第140条 略</p> <p>2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 建設総務課 次に掲げる事務（第4号から第9号までに掲げる事務にあつては、鳥取県八頭県土整備事務所に限る。）</p> <p>(1) 略</p>

(2) 県土整備事務所、東部建築住宅事務所及び東部農林事務所が所管する土木建築工事の入札に関すること。

(3)～(8) 略

(9) 鳥取県東部農林事務所八頭事務所、鳥取県鳥獣対策センター及び鳥取県八頭県土整備事務所の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課並びに鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課の所掌に属するものを除く。）。

(10) 略

維持管理課～計画調査課 略
道路都市課及び道路整備課

(1)・(2) 略

河川砂防課・山陰道・岩美道路推進室 略

(職制及び職務)

第156条 鳥取県総合事務所等設置条例第9条に規定する所長は、次のとおりである。

機関	名称
略	
東部建築住宅事務所	東部建築住宅事務所長
略	

2～4 略

5 前項に規定するもののほか、総合事務所、県税事務所、建築住宅事務所、農林事務所及び県土整備事務所（以下「総合事務所等」という。）の内部組織に、それぞれその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。

6～10 略

11 大山開山1300年祭鳥取県本部事務局長を西部総合事務所に置き、大山開山1300年祭鳥取県本部の庶務をつかさどる。

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関

(2) 県土整備事務所、東部生活環境事務所及び東部農林事務所が所管する土木建築工事の入札に関すること。

(3)～(8) 略

(9) 鳥取県東部農林事務所八頭事務所、鳥取県鳥獣対策センター及び鳥取県八頭県土整備事務所の予算経理及び庶務に関すること（会計局統括審査課、庶務集中局集中業務課及び物品契約課並びに鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課の所掌に属するものを除く。）。

(10) 略

維持管理課～計画調査課 略
道路都市課及び道路整備課

(1)・(2) 略

(3) 広域農道整備事業及び基幹農道整備事業に関すること。

河川砂防課・山陰道・岩美道路推進室 略

(職制及び職務)

第156条 鳥取県総合事務所等設置条例第9条に規定する所長は、次のとおりである。

機関	名称
略	
東部福祉保健事務所	東部福祉保健事務所長
東部生活環境事務所	東部生活環境事務所長
略	

2～4 略

5 前項に規定するもののほか、総合事務所、県税事務所、福祉保健事務所、生活環境事務所、農林事務所及び県土整備事務所（以下「総合事務所等」という。）の内部組織に、それぞれその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。

6～10 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
鳥取県総合教育会議	とっとり元気戦略課
鳥取県パートナー県政推進会議	

鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	県民課
略	
鳥取県中山間地域等活性化・移住定住促進協議会	元気づくり推進局とっとり暮らし支援課
略	
鳥取県男女共同参画審議会	元気づくり推進局女性活躍推進課
略	危機管理政策課
鳥取県地震防災調査研究委員会	
略	
鳥取県内水面利用調整委員会	略 水産振興局水産課（内水面の利用に係る資料の収集、法令の調査その他の調査等に関するに限る。）
略	行財政改革局人事企画課
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	
鳥取県公務災害補償等認定委員会	行財政改革局職員支援課
鳥取県公務災害補償等審査会	
鳥取県職員健康管理審査会	
鳥取県財産評価審議会	行財政改革局資産活用推進課
鳥取県職員人材開発センター運営審議会	行財政改革局職員人材開発センター

鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	県民課
略	
鳥取県中山間地域等活性化・移住定住促進協議会	元気づくり推進局とっとり暮らし支援課
トットリズム推進委員会	元気づくり推進局参画協働課
略	
鳥取県男女共同参画審議会	元気づくり推進局女性活躍推進課
鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会	
略	危機管理政策課
鳥取県地震防災調査研究委員会	
鳥取県版業務継続計画策定推進会議	
略	
鳥取県内水面利用調整委員会	略 水産振興局水産課（内水面の利用に係る資料の収集、法令の調査その他の調査等に関するに限る。）
鳥取県東京アンテナショップ運営協議会	東京本部
略	行財政改革局人事企画課
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	
鳥取県規制改革会議	行財政改革局業務効率推進課
鳥取県財産評価審議会	行財政改革局財源確保推進課
鳥取県職員人材開発センター運営審議会	行財政改革局職員人材開発センター
鳥取県公務災害補償等認定委員会	行財政改革局福利厚生課
鳥取県公務災害補償等	

		審査会	
		鳥取県職員一般疾患健康管理審査会	
		鳥取県職員精神疾患健康管理審査会	
略	人権局人権・同和対策課	略	人権局人権・同和対策課
鳥取県いじめ問題検証委員会		鳥取県いじめ問題検証委員会	
		鳥取県人権意識調査実施検討委員会	
		鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会	
略		略	
鳥取県文化芸術振興審議会	文化政策課	鳥取県文化芸術振興審議会	文化政策課
鳥取県美術展覧会運営委員会		鳥取県ジュニア美術展覧会運営委員会	
		鳥取県美術展覧会運営委員会	
鳥取県文化芸術事業評価委員会		鳥取県文化芸術事業評価委員会	
		鳥取県文化功労賞知事表彰選考委員会	
		とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員会	
		鳥取県地域振興部指定管理候補者審査委員会	文化政策課（スポーツ課が担当する事務を除く。） スポーツ課（社会体育施設、倉吉体育文化会館及び産業体育館に関することに限る。）
		鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会	文化政策課（スポーツ課が担当する事務を除く。） スポーツ課（社会体育施設、倉吉体育文化会館及び産業体育館に関することに限る。）
略	スポーツ課	略	スポーツ課
2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業検討委員会		2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業検討委員会	

		鳥取県観光交流局指定 管理候補者審査委員会	観光戦略課
		鳥取県観光交流局指定 管理施設運営評価委員 会	
		まんが王国とっとり国 際マンガコンテスト審 査委員会	まんが王国官房
略	ささえあい福祉局福祉保 健課	略	ささえあい福祉局福祉保 健課
鳥取県社会福祉・保健 サービス評価推進委員 会	ささえあい福祉局福祉監 査指導課	鳥取県社会福祉・保健 サービス評価推進委員 会	
鳥取県福祉のまちづく り推進協議会	略	鳥取県福祉のまちづく り推進協議会	略
	くらしの安心局住まいま ちづくり課（福祉のまち づくりのための建築物及 びその敷地の整備基準に 関することに限る。）		くらしの安心局住まいま ちづくり課（福祉のまち づくりのための建築物及 びその敷地の整備基準に 関することに限る。）
		鳥取県福祉保健部指定 管理候補者審査委員会	ささえあい福祉局福祉保 健課（ささえあい福祉局 障がい福祉課、ささえあ い福祉局長寿社会課及び 子育て王国推進局子育て 応援課が担当する事務を 除く。）
			ささえあい福祉局障がい 福祉課（鳥取県立鹿野か ちみ園、鳥取県立鹿野第 二かちみ園及び鳥取県立 障がい者体育センターに 関することに限る。）
			ささえあい福祉局長寿社 会課（鳥取県立皆生尚寿 苑に関することに限る。）
			子育て王国推進局子育て 応援課（鳥取砂丘こども の国に関することに限 る。）
		鳥取県福祉保健部指定 管理施設運営評価委員 会	ささえあい福祉局福祉保 健課（ささえあい福祉局 障がい福祉課、ささえあ い福祉局長寿社会課及び 子育て王国推進局子育て 応援課が担当する事務を

			除く。)
			ささえあい福祉局障がい福祉課（鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立障がい者体育センターに関することに限る。)
			ささえあい福祉局長寿社会課（鳥取県立皆生尚寿苑に関することに限る。)
			子育て王国推進局子育て応援課（鳥取砂丘こどもの国に関することに限る。)
略		略	略
略	ささえあい福祉局障がい福祉課	略	ささえあい福祉局障がい福祉課
鳥取県手話施策推進協議会		鳥取県手話施策推進協議会	
		鳥取県体験作文等審査委員会	
略		略	
鳥取県介護保険審査会	ささえあい福祉局長寿社会課	鳥取県介護保険審査会	ささえあい福祉局長寿社会課
		鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会	
鳥取県 ^{かくたん} 喀痰吸引等研修実施委員会		鳥取県 ^{かくたん} 喀痰吸引等研修実施委員会	
		鳥取県シニア作品展優秀作品選考委員会	
		鳥取県老人ホーム入所調整委員会	ささえあい福祉局長寿社会課（中部総合事務所福祉保健局地域福祉支援課、西部総合事務所福祉保健局福祉支援課及び東部福祉保健事務所福祉企画課が担当する事務を除く。)
			中部総合事務所福祉保健局地域福祉支援課（鳥取県中部圏域に係るものに限る。)
			西部総合事務所福祉保健局福祉支援課（鳥取県西部圏域に係るものに限る。)

子育て王国とっとり会議	子育て王国推進局子育て応援課
鳥取県小児慢性特定疾病審査会	
鳥取県青少年問題協議会	子育て王国推進局青少年・家庭課
略	
鳥取県肝炎対策協議会	健康医療局健康政策課
略	
鳥取県がん対策推進県民会議	健康医療局健康政策課 (中部総合事務所福祉保健局健康支援課及び西部総合事務所福祉保健局健康支援課が担当する事務を除く。) 中部総合事務所福祉保健局健康支援課 (鳥取県中部圏域に係るものに限る。) 西部総合事務所福祉保健局健康支援課 (鳥取県西部圏域に係るものに限る。)
鳥取県歯科保健推進協議会	健康医療局健康政策課 (中部総合事務所福祉保健局健康支援課及び西部総合事務所福祉保健局健康支援課が担当する事務

	東部福祉保健事務所福祉企画課 (鳥取県東部圏域に係るものに限る。)
子育て王国とっとり会議	子育て王国推進局子育て応援課
とっとり型の保育のあり方研究会	
鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会	
鳥取県小児慢性特定疾病審査会	
鳥取県母子保健対策協議会	
鳥取県青少年問題協議会	子育て王国推進局青少年・家庭課
鳥取県有害図書類指定審査会	
略	
鳥取県肝炎対策協議会	健康医療局健康政策課
鳥取県がん対策推進県民会議	
略	
鳥取県がん対策推進会議	健康医療局健康政策課 (中部総合事務所福祉保健局健康支援課、西部総合事務所福祉保健局健康支援課及び東部福祉保健事務所健康支援課が担当する事務を除く。) 中部総合事務所福祉保健局健康支援課 (鳥取県中部圏域に係るものに限る。) 西部総合事務所福祉保健局健康支援課 (鳥取県西部圏域に係るものに限る。) 東部福祉保健事務所健康支援課 (鳥取県東部圏域に係るものに限る。)
鳥取県歯科保健推進協議会	健康医療局健康政策課 (中部総合事務所福祉保健局健康支援課、西部総合事務所福祉保健局健康支援課及び東部福祉保健

	を除く。)		事務所健康支援課が担当 する事務を除く。)
	略		略
	西部総合事務所福祉保健 局健康支援課（鳥取県西 部圏域に係るものに限 る。)		西部総合事務所福祉保健 局健康支援課（鳥取県西 部圏域に係るものに限 る。)
			東部福祉保健事務所健康 支援課（鳥取県東部圏域 に係るものに限る。)
略	健康医療局医療政策課	略	健康医療局医療政策課
鳥取県地域医療対策協 議会		鳥取県地域医療対策協 議会	
		鳥取県保健師現任教育 検討会	
略		略	
鳥取県地域保健医療協 議会	健康医療局医療政策課 （中部総合事務所福祉保 健局健康支援課及び西部 総合事務所福祉保健局健 康支援課が担当する事務 を除く。)	鳥取県地域保健医療協 議会	健康医療局医療政策課 （中部総合事務所福祉保 健局健康支援課、西部総 合事務所福祉保健局健康 支援課及び東部福祉保健 事務所健康支援課が担当 する事務を除く。)
	略		略
	西部総合事務所福祉保健 局健康支援課（鳥取県西 部圏域に係るものに限 る。)		西部総合事務所福祉保健 局健康支援課（鳥取県西 部圏域に係るものに限 る。)
			東部福祉保健事務所健康 支援課（鳥取県東部圏域 に係るものに限る。)
略	健康医療局医療・保険課	略	健康医療局医療指導課
鳥取県国民健康保険審 査会		鳥取県国民健康保険審 査会	
鳥取県国民健康保険運 営協議会			
略		略	
鳥取県麻薬中毒審査会		鳥取県麻薬中毒審査会	
		鳥取県医療安全推進協 議会	
略		略	
略	環境立県推進課	略	環境立県推進課
鳥取県公害紛争仲裁委 員会		鳥取県公害紛争仲裁委 員会	
鳥取県放射能調査専門			

家会議			
		鳥取県湖山池環境モニタリング委員会	水・大気環境課
		鳥取県地下水研究プロジェクト	
		鳥取県放射能調査専門家会議	
		鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会	水・大気環境課（緑豊かな自然課が担当する事務を除く。） 緑豊かな自然課（鳥取県立布勢総合運動公園、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園及び氷ノ山自然ふれあい館に関するに限る。）
		鳥取県生活環境部指定管理施設運営評価委員会	水・大気環境課（緑豊かな自然課が担当する事務を除く。） 緑豊かな自然課（鳥取県立布勢総合運動公園、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園及び氷ノ山自然ふれあい館に関するに限る。）
		鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会	衛生環境研究所
鳥取県廃棄物審議会	循環型社会推進課	鳥取県廃棄物審議会	循環型社会推進課
		鳥取県特定鳥獣保護管理検討会	緑豊かな自然課
		鳥取県外来種検討委員会	
		鳥取県自然環境保全コンクール審査会	
略	くらしの安心局くらしの	略	くらしの安心局くらしの
鳥取県ふぐ処理師試験委員	安心推進課	鳥取県ふぐ処理師試験委員	安心推進課
		鳥取県食の安全推進会議	
		鳥取県動物愛護推進協議会	
略		略	
略	くらしの安心局住まいま	略	くらしの安心局住まいま
鳥取県景観審議会	ちづくり課	鳥取県景観審議会	ちづくり課

		鳥取県住生活基本計画 検討委員会	
鳥取県湖山池環境モニ タリング委員会	くらしの安心局水環境保 全課	鳥取県経済成長戦略会 議	商工政策課
		鳥取県経済・雇用振興 キャビネット	
地方独立行政法人鳥取 県産業技術センター評 価委員会	産業振興課	地方独立行政法人鳥取 県産業技術センター評 価委員会	産業振興課
		鳥取県グリーン商品認 定審査会	
		鳥取県商工労働部指定 管理候補者審査委員会	
		鳥取県商工労働部指定 管理施設運営評価委員 会	
鳥取県知的財産マネジ メント委員会		鳥取県知的財産マネジ メント委員会	
		鳥取県トライアル発注 対象製品等選定会議	
	企業支援課	鳥取県経営革新計画承 認審査会	企業支援課
鳥取県大規模小売店舗 立地審議会		鳥取県経営革新大賞表 彰審査委員会	
鳥取県中小企業調停審 議会		鳥取県大規模小売店舗 立地審議会	
		鳥取県中小企業調停審 議会	
		鳥取県技能者表彰候補 者選考委員会	雇用人材局労働政策課
		鳥取県農業共済保険審 査会	農林水産総務課
		鳥取県農林水産部指定 管理候補者審査委員会	農林水産総務課（農業振 興戦略監生産振興課、森 林・林業振興局森林づく り推進課及び水産振興局 水産課が担当する事務を 除く。）
			農業振興戦略監生産振興 課（とっとり花回廊及び 鳥取二十世紀梨記念館に 関することに限る。）
			森林・林業振興局森林づ くり推進課（鳥取県立 とっとり出合いの森に関

			することに限る。) 水産振興局水産課 (鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港に関することに限る。)
		鳥取県農林水産部指定管理施設運営評価委員会	農林水産総務課 (農業振興戦略監生産振興課、森林・林業振興局森林づくり推進課及び水産振興局水産課が担当する事務を除く。) 農業振興戦略監生産振興課 (とっとり花回廊及び鳥取二十世紀梨記念館に関することに限る。) 森林・林業振興局森林づくり推進課 (鳥取県立とっとり出会いの森に関することに限る。) 水産振興局水産課 (鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港に関することに限る。)
		鳥取県立農業大学校外部評価委員会	農業大学校
鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会	農地・水保全課	鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会	農地・水保全課
		鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進委員会	
鳥取県職務育成品種審査会	農業振興戦略監とっとり農業戦略課	鳥取県職務育成品種審査会	農業振興戦略監とっとり農業戦略課
鳥取県農業共済保険審査会		鳥取県農業改良普及所外部評価検討会	
		鳥取県農林水産部試験研究機関の試験研究に係る外部評価委員会	
		鳥取県優秀経営農林水産業者等被表彰者審査会	
		鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会	農業振興戦略監生産振興課
		鳥取県和牛改良委員会	農業振興戦略監畜産課
		鳥取県和牛再生ステッ	

鳥取県森林審議会	森林・林業振興局林政企画課	ブアップ協議会	
略	森林・林業振興局森林づくり推進課	鳥取県森林審議会	森林・林業振興局林政企画課
鳥取県森林病虫害等(松くい虫)防除連絡協議会		鳥取県林業普及指導事業外部評価検討会	
鳥取県カワウ繁殖抑制対策検討会	水産振興局水産課	略	森林・林業振興局森林づくり推進課
略		鳥取県森林病虫害等(松くい虫)防除連絡協議会	
	技術企画課	鳥取県緑化関連表彰等審査会	
鳥取県国土利用計画地方審議会		鳥取県カワウ繁殖抑制対策検討会	水産振興局水産課
略		鳥取県伝統工芸認定委員会	市場開拓局販路拡大・輸出促進課
略		食のみやこ鳥取県推進協議会	市場開拓局食のみやこ推進課
鳥取県採石場安全対策審議会	治山砂防課	略	
略		鳥取県コンクリート耐久性等の品質向上検討委員会	技術企画課
鳥取県地方港湾審議会	空港港湾課	鳥取県新技術等実現化調査検討委員会	
略		鳥取県国土利用計画地方審議会	
鳥取県中部感染症診査協議会	中部総合事務所福祉保健局健康支援課	略	
		鳥取県採石場安全対策審議会	治山砂防課
		鳥取県市瀬地区土砂崩落調査委員会	
		略	
		鳥取県地方港湾審議会	空港港湾課
		鳥取県立みなとさかい交流館運営等協議会	
		鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県県土整備部指定管理施設運営評価委員会	
		鳥取県中部感染症診査協議会	中部総合事務所福祉保健局健康支援課
		鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会	西部総合事務所地域振興局西部観光商工課
		鳥取県立大山駐車場指	

		定管理施設運営評価委員会	
鳥取県西部感染症診査協議会	西部総合事務所福祉保健局健康支援課	鳥取県西部感染症診査協議会	西部総合事務所福祉保健局健康支援課
		鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会	西部総合事務所生活環境局生活安全課
		鳥取県立大山自然歴史館指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県新鳥取県史編さん委員会	公文書館	鳥取県新鳥取県史編さん委員会	公文書館
		鳥取県東部感染症診査協議会	東部福祉保健事務所健康支援課
鳥取県職業能力開発審議会	産業人材育成センター	鳥取県職業能力開発審議会	産業人材育成センター
		鳥取県和牛産肉能力検定委員会	畜産試験場
鳥取県男女共同参画センター運営協議会	男女共同参画センター	鳥取県男女共同参画センター運営協議会	男女共同参画センター
鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	調査審議の対象となる公審査・指定管理施設運営の施設を所管する機関		
鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会	調査審議の対象となる試験研究及び普及指導活動等を所管する機関		
鳥取県補助金等審査会	調査審議の対象となる補助金等を所管する機関		
鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会	調査審議の対象となる公募型プロポーザル方式受注者選定等を所管する機関		
鳥取県表彰・認定等審査会	調査審議の対象となる表彰及び認定等を所管する機関		

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)
- 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則(平成10年鳥取県規則第44号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業報告書等の提出等)	(事業報告書等の提出等)

<p>第7条 略</p> <p>2 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の閲覧は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 閲覧は、元気づくり総本部<u>東部振興監</u>、中部総合事務所地域振興局及び西部総合事務所地域振興局において行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の謄写(以下「謄写」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 謄写の請求をする者は、謄写をを求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、元気づくり総本部<u>東部振興監</u>、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局に提出し、又は送信するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の閲覧は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 閲覧は、元気づくり総本部<u>元気づくり推進局参画協働課</u>、中部総合事務所地域振興局及び西部総合事務所地域振興局において行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の謄写(以下「謄写」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 謄写の請求をする者は、謄写をを求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、元気づくり総本部<u>元気づくり推進局参画協働課</u>、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局に提出し、又は送信するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p>
--	--

(鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公表、縦覧等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例第3条第3項の規定による縦覧は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 縦覧は、元気づくり総本部<u>東部振興監</u>、中部総合事務所地域振興局及び西部総合事務所地域振興局において行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(役員報酬規程等の公開)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 条例第11条の規定による書類の謄写(以下「謄写」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 謄写の請求をする者は、謄写をを求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、元気づくり総本部<u>東部振興監</u>、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局に提出し、又は送信するものとする。</p>	<p>(公表、縦覧等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例第3条第3項の規定による縦覧は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 縦覧は、元気づくり総本部<u>元気づくり推進局参画協働課</u>、中部総合事務所地域振興局及び西部総合事務所地域振興局において行うものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(役員報酬規程等の公開)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 条例第11条の規定による書類の謄写(以下「謄写」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 謄写の請求をする者は、謄写をを求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、元気づくり総本部<u>元気づくり推進局参画協働課</u>、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局に提出し、又は送信するものとする。</p>

(2) 略 3 略	(2) 略 3 略
--------------	--------------

(鳥取県庁舎管理規則の一部改正)

4 鳥取県庁舎管理規則（昭和31年鳥取県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(庁舎管理者等)</p> <p>第1条の2 次の表の左欄に掲げる庁舎（これらの敷地で知事の管理に属するものを含む。以下同じ。）に庁舎管理者を置き、それぞれ同表の右欄に定める職にある者をもって充てる。</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東部庁舎</td> <td><u>東部振興監</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2・3 略</p>	略		東部庁舎	<u>東部振興監</u>	略		<p>(庁舎管理者等)</p> <p>第1条の2 次の表の左欄に掲げる庁舎（これらの敷地で知事の管理に属するものを含む。以下同じ。）に庁舎管理者を置き、それぞれ同表の右欄に定める職にある者をもって充てる。</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東部庁舎</td> <td><u>東部県税事務所長</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2・3 略</p>	略		東部庁舎	<u>東部県税事務所長</u>	略	
略													
東部庁舎	<u>東部振興監</u>												
略													
略													
東部庁舎	<u>東部県税事務所長</u>												
略													

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

5 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第9項の規定により置かれる次長、同条第11項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第12項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第13項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第14項の規定により置かれる文化振興監、同条第15項の規定により置かれるスポーツ振興監並びに同条第17項の規定により置かれる経済産業振興監</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第9項の規定により置かれる次長、同条第11項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第12項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第13項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第14項の規定により置かれる文化振興監、同条第15項の規定により置かれるスポーツ振興監、<u>同条第16項の規定により置かれる通商物流戦略監</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>

(鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正)

6 鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(取得の手続)</p> <p>第7条 課長は、公有財産の取得の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書（必要な図面その他関係書類の紙文書をいう。以下同じ。）を提出して）<u>資産活用推進課長</u>の関連審査（法令等の適正な執行を図る目的で行う審査及び確認の手続をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に<u>関連文書を添えて資産活用推進課長</u>の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(取得の手続)</p> <p>第7条 課長は、公有財産の取得の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書（必要な図面その他関係書類の紙文書をいう。以下同じ。）を提出して）<u>財源確保推進課長</u>の関連審査（法令等の適正な執行を図る目的で行う審査及び確認の手続をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に<u>関連文書を添えて財源確保推進課長</u>の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(所属換及び分類換)</p> <p>第9条 課長は、公有財産の所属換及び分類換の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）<u>資産活用推進課長</u>の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に<u>関連文書を添えて資産活用推進課長</u>の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所属換及び分類換)</p> <p>第9条 課長は、公有財産の所属換及び分類換の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）<u>財源確保推進課長</u>の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に<u>関連文書を添えて財源確保推進課長</u>の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(公有財産の用途及び原形の変更又は用途の廃止)</p> <p>第10条 部長（別に定める軽易なものについては課長。次項において同じ。）は、公有財産の用途の変更、原形の変更又は用途の廃止の事務手続をしようとするときは、公有財産用途（原形）変更（廃止）承認申請書（様式第4号）を総務部長（別に定める軽易なものについては<u>資産活用推進課長</u>。以下同じ。）に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(公有財産の用途及び原形の変更又は用途の廃止)</p> <p>第10条 部長（別に定める軽易なものについては課長。次項において同じ。）は、公有財産の用途の変更、原形の変更又は用途の廃止の事務手続をしようとするときは、公有財産用途（原形）変更（廃止）承認申請書（様式第4号）を総務部長（別に定める軽易なものについては<u>財源確保推進課長</u>。以下同じ。）に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(使用許可)</p>	<p>(使用許可)</p>

第11条 略

2 略

3 課長等は、使用許可（別に定める軽易なもの及び教育委員会に係るものを除く。）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）、資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて資産活用推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(11)

4・5 略

(使用許可内容の変更の承認)

第13条 略

2 課長等は、使用許可内容の変更の承認の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して（同システムを利用できない場合には、書面により）、資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。

3・4 略

(公有財産の貸付け)

第17条 略

2 略

3 課長等は、法第238条の4第2項から第4項まで又は法第238条の5第1項の規定による公有財産の貸付け（別に定める軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて資産活用推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(12) 略

4 略

(借受内容の変更)

第11条 略

2 略

3 課長等は、使用許可（別に定める軽易なもの及び教育委員会に係るものを除く。）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）、財源確保推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて財源確保推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(11)

4・5 略

(使用許可内容の変更の承認)

第13条 略

2 課長等は、使用許可内容の変更の承認の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して（同システムを利用できない場合には、書面により）、財源確保推進課長の関連審査を受けなければならない。

3・4 略

(公有財産の貸付け)

第17条 略

2 略

3 課長等は、法第238条の4第2項から第4項まで又は法第238条の5第1項の規定による公有財産の貸付け（別に定める軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）財源確保推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて財源確保推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(12) 略

4 略

(借受内容の変更)

第19条 略

2 課長等は、公有財産の借受内容の変更の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して（同システムを利用できない場合には、書面により）、資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。

3～5 略

（公有財産である土地の地上権の設定）

第24条 略

2 課長は、法第238条の4第2項又は法第238条の5第1項の規定による公有財産である土地に対する地上権の設定の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に資産活用推進課長の関連審査を受けるものとする。

（1）～（11） 略

（使用承認）

第29条 略

2 前項の申請書の提出を受けた課長等は、当該申請の承認の事務手続をしようとするときは、軽易なものを除き、電子申請等システムを利用して（同システムを利用できない場合には、書面により）、資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。

3 略

（売払い）

第31条 課長は、法第238条の5第1項の規定による公有財産の売払いの事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に資産活用推進課長の関連審査を受けるものとする。

第19条 略

2 課長等は、公有財産の借受内容の変更の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して（同システムを利用できない場合には、書面により）、財源確保推進課長の関連審査を受けなければならない。

3～5 略

（公有財産である土地の地上権の設定）

第24条 略

2 課長は、法第238条の4第2項又は法第238条の5第1項の規定による公有財産である土地に対する地上権の設定の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）財源確保推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に財源確保推進課長の関連審査を受けるものとする。

（1）～（11） 略

（使用承認）

第29条 略

2 前項の申請書の提出を受けた課長等は、当該申請の承認の事務手続をしようとするときは、軽易なものを除き、電子申請等システムを利用して（同システムを利用できない場合には、書面により）、財源確保推進課長の関連審査を受けなければならない。

3 略

（売払い）

第31条 課長は、法第238条の5第1項の規定による公有財産の売払いの事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）財源確保推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に財源確保推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(13) 略

2 略

(譲与又は減額譲渡)

第32条 課長は、法第238条の5第1項の規定により
公有財産を譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡
するときの事務手続をしようとするときは、電子申
請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事
項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面そ
の他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を
添付することができないときは、関連文書を提出し
て）資産活用推進課長の関連審査を受けなければなら
ない。ただし、同システムを利用できない場合に
は、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添
えて資産活用推進課長の関連審査を受けるものとし
る。

(1)～(10) 略

2・3 略

(交換)

第34条 課長は、法第238条の5第1項の規定による
公有財産の交換の事務手続をしようとするときは、
電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲
げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図
面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的
記録を添付することができないときは、関連文書を
提出して）資産活用推進課長の関連審査を受けな
ければならない。ただし、同システムを利用できない
場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文
書を添えて資産活用推進課長の関連審査を受けるも
のとする。

(1)～(10) 略

2 略

(売払代金等の延納の申請)

第36条 略

2 課長は、公有財産の売払代金又は交換差金の延納
の特約の事務手続をしようとするときは、電子申請
等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項
を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他
関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添
付することができないときは、関連文書を提出し
て）資産活用推進課長の関連審査を受けなければなら
ない。ただし、同システムを利用できない場合に
は、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添

(1)～(13) 略

2 略

(譲与又は減額譲渡)

第32条 課長は、法第238条の5第1項の規定により
公有財産を譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡
するときの事務手続をしようとするときは、電子申
請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事
項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面そ
の他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を
添付することができないときは、関連文書を提出し
て）財源確保推進課長の関連審査を受けなければなら
ない。ただし、同システムを利用できない場合に
は、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添
えて財源確保推進課長の関連審査を受けるものとし
る。

(1)～(10) 略

2・3 略

(交換)

第34条 課長は、法第238条の5第1項の規定による
公有財産の交換の事務手続をしようとするときは、
電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲
げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図
面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的
記録を添付することができないときは、関連文書を
提出して）財源確保推進課長の関連審査を受けな
ければならない。ただし、同システムを利用できない
場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文
書を添えて財源確保推進課長の関連審査を受けるも
のとする。

(1)～(10) 略

2 略

(売払代金等の延納の申請)

第36条 略

2 課長は、公有財産の売払代金又は交換差金の延納
の特約の事務手続をしようとするときは、電子申請
等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項
を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他
関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添
付することができないときは、関連文書を提出し
て）財源確保推進課長の関連審査を受けなければなら
ない。ただし、同システムを利用できない場合に
は、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添

<p>えて<u>資産活用推進課長</u>の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(取得等の事務手続の報告)</p> <p>第50条 課長等は、次に掲げる事務に係る事務手続を終了したときは、速やかに事務手続終了報告書(様式第38号)に必要な図面その他関係書類を添付して<u>資産活用推進課長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p>	<p>えて<u>財源確保推進課長</u>の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(取得等の事務手続の報告)</p> <p>第50条 課長等は、次に掲げる事務に係る事務手続を終了したときは、速やかに事務手続終了報告書(様式第38号)に必要な図面その他関係書類を添付して<u>財源確保推進課長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p>
---	---

(民生委員法施行細則の一部改正)

7 民生委員法施行細則(昭和29年鳥取県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 法第6条に規定する民生委員の推薦をする場合においては、民生委員推薦会は、民生委員候補者推薦書(様式第1号)及び民生委員候補者推薦調書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する書類は、推薦される民生委員の置かれる区域を所管する総合事務所長がある場合にあっては、当該総合事務所長を経由して知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>第2条 法第6条に規定する民生委員の推薦をする場合においては、民生委員推薦会は、民生委員候補者推薦書(様式第1号)及び民生委員候補者推薦調書(様式第2号)を<u>当該民生委員の置かれる区域を所管する福祉事務所長を経由して</u>知事に提出しなければならない。</p>

(鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

8 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和49年鳥取県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(診察の依頼等)</p> <p>第4条 総合事務所長は、法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項、第29条の4第2項、第34条第1項若しくは第3項、第38条の6第1項又は第38条の7第2項の規定により精神保健指定医(以下「指定医」という。)をして診察をさせようとするときは、様式第3号による依頼書を指定医に交付するものとする。</p> <p>2 指定医は、前項の規定による依頼を受けて診察をしたときは、次の各号に掲げる診察の区分に応じ、当該各号に定める様式によりその結果を総合事務所長に報告しなければならない。</p>	<p>(診察の依頼等)</p> <p>第4条 総合事務所長又は<u>福祉保健事務所長</u>は、法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項、第29条の4第2項、第34条第1項若しくは第3項、第38条の6第1項又は第38条の7第2項の規定により精神保健指定医(以下「指定医」という。)をして診察をさせようとするときは、様式第3号による依頼書を指定医に交付するものとする。</p> <p>2 指定医は、前項の規定による依頼を受けて診察をしたときは、次の各号に掲げる診察の区分に応じ、当該各号に定める様式によりその結果を総合事務所長又は<u>福祉保健事務所長</u>に報告しなければならない。</p>

<p>(1)～(3) 略</p> <p>(入院措置の通知)</p> <p>第5条 総合事務所長は、法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定により精神障害者を入院させようとするときは、様式第5号による通知書により当該精神障害者に通知するものとする。</p> <p>(入院措置の解除の通知)</p> <p>第6条 総合事務所長は、法第29条の4第1項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、様式第6号による通知書により当該措置入院者に通知するものとする。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第8条 総合事務所長は、法第31条の規定に基づき、別表に定める額を、毎月、精神障害者又はその配偶者若しくは精神障害者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹から徴収する。ただし、これらの者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合は、この限りでない。</p> <p>2 総合事務所長は、前項の規定により費用を負担すべき者が災害その他やむを得ない理由によりその負担額の全部又は一部を負担することが困難と認められるときは、これを減免することができる。</p> <p>3 前項の規定による減免を受けようとする者は、様式第8号による申請書を総合事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(無断退去者に対する措置の届出)</p> <p>第15条 精神科病院の管理者は、措置入院者について法第39条第1項の規定による措置を採ったときは、直ちに様式第19号による届出書によりその旨を総合事務所長に届け出なければならない。</p> <p>2 精神科病院の管理者は、前項の届出に係る入院者が帰院したときは、直ちに様式第20号による届出書によりその旨を総合事務所長に届け出なければならない。</p>	<p>い。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(入院措置の通知)</p> <p>第5条 総合事務所長又は福祉保健事務所長は、法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定により精神障害者を入院させようとするときは、様式第5号による通知書により当該精神障害者に通知するものとする。</p> <p>(入院措置の解除の通知)</p> <p>第6条 総合事務所長又は福祉保健事務所長は、法第29条の4第1項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、様式第6号による通知書により当該措置入院者に通知するものとする。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第8条 総合事務所長又は福祉保健事務所長は、法第31条の規定に基づき、別表に定める額を、毎月、精神障害者又はその配偶者若しくは精神障害者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹から徴収する。ただし、これらの者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合は、この限りでない。</p> <p>2 総合事務所長又は福祉保健事務所長は、前項の規定により費用を負担すべき者が災害その他やむを得ない理由によりその負担額の全部又は一部を負担することが困難と認められるときは、これを減免することができる。</p> <p>3 前項の規定による減免を受けようとする者は、様式第8号による申請書を総合事務所長又は福祉保健事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(無断退去者に対する措置の届出)</p> <p>第15条 精神科病院の管理者は、措置入院者について法第39条第1項の規定による措置を採ったときは、直ちに様式第19号による届出書によりその旨を総合事務所長又は福祉保健事務所長に届け出なければならない。</p> <p>2 精神科病院の管理者は、前項の届出に係る入院者が帰院したときは、直ちに様式第20号による届出書によりその旨を総合事務所長又は福祉保健事務所長</p>
--	---

<p>ない。</p> <p>(仮退院の許可の申請等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 法第29条第1項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、法第40条の規定により仮に退院させた措置入院者を再び入院させたときは、様式第22号による届出書によりその旨を総合事務所に届け出なければならない。</p> <p>(事故の届出)</p> <p>第17条 精神科病院の管理者は、入院中の措置入院者が事故により死亡したときその他措置入院者に事故があったときは、直ちに様式第23号による届出書によりその旨を総合事務所に届け出なければならない。</p> <p>(精神障害者保健福祉手帳の申請等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の申請書には、総合事務所に省令第23条第2号に掲げる書類を交付した機関に当該書類の内容を照会することについて同意する旨の書面（以下「同意書」という。）を添付させることができるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の却下通知)</p> <p>第19条 総合事務所長は、法第45条第3項の規定による通知をしようとするときは、様式第25号による通知書により行うものとする。</p>	<p>に届け出なければならない。</p> <p>(仮退院の許可の申請等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 法第29条第1項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、法第40条の規定により仮に退院させた措置入院者を再び入院させたときは、様式第22号による届出書によりその旨を総合事務所長又は福祉保健事務所長に届け出なければならない。</p> <p>(事故の届出)</p> <p>第17条 精神科病院の管理者は、入院中の措置入院者が事故により死亡したときその他措置入院者に事故があったときは、直ちに様式第23号による届出書によりその旨を総合事務所長又は福祉保健事務所長に届け出なければならない。</p> <p>(精神障害者保健福祉手帳の申請等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の申請書には、総合事務所長又は福祉保健事務所長が省令第23条第2号に掲げる書類を交付した機関に当該書類の内容を照会することについて同意する旨の書面（以下「同意書」という。）を添付させることができるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の却下通知)</p> <p>第19条 総合事務所長又は福祉保健事務所長は、法第45条第3項の規定による通知をしようとするときは、様式第25号による通知書により行うものとする。</p>
---	--

(母体保護法施行細則の一部改正)

9 母体保護法施行細則（昭和27年鳥取県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書類の経由)</p> <p>第11条 第1条及び第10条の規定による申請又は届出は、その住所地又は認定講習実施地を管轄する保健所長を経由しなければならない。<u>ただし、住所地又は認定講習実施地が岩美郡又は八頭郡の区域である場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第11条 第1条及び第10条の規定による申請又は届出は、その住所地又は認定講習実施地を管轄する保健所長を経由しなければならない。</p>

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

10 鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出先)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める者に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第3条及び第5条</u>に規定する書類 所管の<u>総合事務所長</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>第22条及び第23条</u>に規定する書類であつて認可保育所に係るもの並びに<u>第27条から第30条までに規定する書類</u> 所管の総合事務所長（所管の総合事務所長がない場合にあっては、知事）</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p>小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center;">略</div> <p>上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">（氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。）</p> <p>鳥取県 <u>総合事務所長</u> 様</p> <p>注 略</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>1. 受給者証の有効期間の始期は、原則、申請書を住所地を管轄する総合事務所へ提出し、受理された日となります。</p>	<p>(書類の提出先)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める者に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第3条、第5条及び第27条から第30条までに規定する書類並びに第22条及び第23条に規定する書類</u>であつて認可保育所に係るもの 所管の<u>鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第2条の規定により設置された総合事務所の長又は同条例第4条の規定により設置された福祉保健事務所の長</u></p> <p>(2) 略</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p>小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center;">略</div> <p>上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">（氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。）</p> <p>鳥取県 <u>事務所長</u> 様</p> <p>注 略</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>1. 受給者証の有効期間の始期は、原則、申請書を住所地を管轄する総合事務所<u>又は福祉保健事務所</u>へ提出し、受理された日となります。</p>

2 略

3. 都道府県、指定都市又は中核市が指定した指定医療機関で、かつ、この申請書において「受診を希望する医療機関」として申請された医療機関以外の医療機関で受療した場合、当該医療費助成が受けられません。受療する医療機関を変更・追加する場合には、必ずその医療機関が都道府県、指定都市又は中核市の指定を受けていることを確認し、改めて医療機関の変更・追加の申請を行ってください。薬局、訪問看護事業所についても同様です。

4 略

○総合事務所の連絡先一覧

倉吉市、東伯郡 にお住まいの方	中部総合事務所	住所・電話 番号
略		

【所得区分】 略

様式第2号の2（第4条関係）

（表面）

略	略
---	---

（裏面）

注意事項

1～3 略

4 氏名、居住地、加入している医療保険に変更がある場合は、速やかに居住地を管轄する総合事務所に届け出てください。

また、鳥取市、岩美郡若しくは八頭郡又は鳥取県外へ転出する場合、この証は使用できませんので、引き続き本制度の医療の給付を受けたい場合は、この証の写しを転出先の都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、市長）に提出してください。

5 この証に記載されていない保険医療機関等での診療は対象外となります。他の保険医療機関等を利用する場合は、必ず事前に総合事務所長に届け出てください。

6 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに総合事務所長に返還してください。

7 この証を紛失、破損又は汚した場合は、総合

2 略

3. 県が指定した指定医療機関で、かつ、この申請書において「受診を希望する医療機関」として申請された医療機関以外の医療機関で受療した場合、当該医療費助成が受けられません。受療する医療機関を変更・追加する場合には、必ずその医療機関が県の指定を受けていることを確認し、改めて医療機関の変更・追加の申請を行ってください。薬局、訪問看護事業所についても同様です。

4 略

○総合事務所及び福祉保健事務所の連絡先一覧

鳥取市、岩美郡、 八頭郡にお住 まいの方	東部福祉保健事 務所	住所・電話 番号
倉吉市、東伯郡 にお住まいの方	中部総合事務所	住所・電話 番号
略		

【所得区分】 略

様式第2号の2（第4条関係）

（表面）

略	略
---	---

（裏面）

注意事項

1～3 略

4 氏名、居住地、加入している医療保険に変更がある場合は、速やかに居住地を管轄する総合事務所長又は福祉保健事務所長（以下「総合事務所長等」という。）に届け出てください。

また、鳥取県外へ転出する場合、この証は使用できませんので、引き続き本制度の医療の給付を受けたい場合は、この証の写しを転出先の都道府県知事に提出してください。

5 この証に記載されていない保険医療機関等での診療は対象外となります。他の保険医療機関等を利用する場合は、必ず事前に総合事務所長等に届け出てください。

6 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに総合事務所長等に返還してください。

7 この証を紛失、破損又は汚した場合は、総合

<p style="text-align: center;">事務所にその旨を届け出てください。</p> <p style="text-align: center;">8・9 略</p>	<p style="text-align: center;">事務所等にその旨を届け出てください。</p> <p style="text-align: center;">8・9 略</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>

(鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正)

- 11 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(措置費等の徴収)</p> <p>第3条 <u>知事</u>、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が県支弁月額を超えるときは、当該県支弁月額）を徴収するものとする。ただし、県支弁月額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div> <p>2・3 略</p> <p>(所得税額等の申告)</p> <p>第4条 被措置者等及び扶養義務者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。）がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度6月20日までに、基準年の分の所得税額、基準年度の分の市町村民税の額等を所得税額等申告書（様式第1号）により<u>知事</u>、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。</p> <p>2 <u>知事</u>、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、前項の規定による申告が適正に行われなときは、所得税額等申告書の内容について必要な調査を行うものとする。</p> <p>(徴収予定額等の通知)</p> <p>第5条 <u>知事</u>、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、毎年度、前条第1項の規定による申告又は同条第2項の規定による調査の結果に基づき、施設入所措置等に要する費用を徴収される者（以下「被徴収者」という。）及び当該費用についてその者から徴収することとなる額をあらかじめ</p>	<p>(措置費等の徴収)</p> <p>第3条 <u>総合事務所長</u>、<u>福祉保健事務所長</u>、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が県支弁月額を超えるときは、当該県支弁月額）を徴収するものとする。ただし、県支弁月額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div> <p>2・3 略</p> <p>(所得税額等の申告)</p> <p>第4条 被措置者等及び扶養義務者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。）がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度6月20日までに、基準年の分の所得税額、基準年度の分の市町村民税の額等を所得税額等申告書（様式第1号）により<u>総合事務所長</u>、<u>福祉保健事務所長</u>、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。</p> <p>2 <u>総合事務所長</u>、<u>福祉保健事務所長</u>、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、前項の規定による申告が適正に行われなときは、所得税額等申告書の内容について必要な調査を行うものとする。</p> <p>(徴収予定額等の通知)</p> <p>第5条 <u>総合事務所長</u>、<u>福祉保健事務所長</u>、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、毎年度、前条第1項の規定による申告又は同条第2項の規定による調査の結果に基づき、施設入所措置等に要する費用を徴収される者（以下「被徴収者」という。）及び当該費用についてその者から徴収することとなる額</p>

<p>定め、その額を当該被徴収者に通知するものとする。</p> <p>(徴収予定額の変更等)</p> <p>第6条 <u>知事</u>、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、施設入所措置等の内容を変更したため、前条の規定により定めた額（この項又は次項の規定により既にこれを変更している場合にあつては、当該変更後の額とする。以下「徴収予定額」という。）を変更すべきこととなるときは、速やかにこれを変更するものとする。</p> <p>2 <u>知事</u>、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、徴収予定額がその被徴収者の負担能力に対し過重であると認めるときは、当該被徴収者の申請又は職権により、徴収予定額を減額し、又は施設入所措置等に要する費用の全部を徴収しないこととすること（以下「減額等」という。）ができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>知事</u>、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、第1項の規定により徴収予定額を変更し、又は第2項の規定によりその減額等を行うと決定したときは、当該決定に係る変更又は減額等の内容を、同項の申請に対し減額等を行わないと決定したときは、その理由を当該決定に係る被徴収者（同項の規定により費用の全部を徴収しないこととされた者を含む。）に通知するものとする。</p> <p>(納入の通知)</p> <p>第7条 <u>知事</u>、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、その月分の措置費等について県支弁月額を確認の上、翌月の5日までに、その被徴収者及びその月分の措置費等についてその者から徴収すべき額を決定し、当該翌月の20日までにその額を県に納入すべき旨を当該被徴収者に通知するものとする。</p>	<p>をあらかじめ定め、その額を当該被徴収者に通知するものとする。</p> <p>(徴収予定額の変更等)</p> <p>第6条 <u>総合事務所長</u>、<u>福祉保健事務所長</u>、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、施設入所措置等の内容を変更したため、前条の規定により定めた額（この項又は次項の規定により既にこれを変更している場合にあつては、当該変更後の額とする。以下「徴収予定額」という。）を変更すべきこととなるときは、速やかにこれを変更するものとする。</p> <p>2 <u>総合事務所長</u>、<u>福祉保健事務所長</u>、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、徴収予定額がその被徴収者の負担能力に対し過重であると認めるときは、当該被徴収者の申請又は職権により、徴収予定額を減額し、又は施設入所措置等に要する費用の全部を徴収しないこととすること（以下「減額等」という。）ができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>総合事務所長</u>、<u>福祉保健事務所長</u>、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、第1項の規定により徴収予定額を変更し、又は第2項の規定によりその減額等を行うと決定したときは、当該決定に係る変更又は減額等の内容を、同項の申請に対し減額等を行わないと決定したときは、その理由を当該決定に係る被徴収者（同項の規定により費用の全部を徴収しないこととされた者を含む。）に通知するものとする。</p> <p>(納入の通知)</p> <p>第7条 <u>総合事務所長</u>、<u>福祉保健事務所長</u>、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、その月分の措置費等について県支弁月額を確認の上、翌月の5日までに、その被徴収者及びその月分の措置費等についてその者から徴収すべき額を決定し、当該翌月の20日までにその額を県に納入すべき旨を当該被徴収者に通知するものとする。</p>
--	--

(栄養士法施行細則の一部改正)

12 栄養士法施行細則（平成14年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書類の経由)</p> <p>第6条 政令によって知事に提出する書類は、総合事</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第6条 政令によって知事に提出する書類は、総合事</p>

<p>務所長（住所地又は養成施設若しくは管理栄養士養成施設の所在地を所管する総合事務所長がない場合にあっては、知事が別に定める機関の長）を経由しなければならない。</p>	<p>務所長又は福祉保健事務所長を経由しなければならない。</p>
---	-----------------------------------

（健康増進法施行細則の一部改正）

- 13 健康増進法施行細則（平成15年鳥取県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（書類の経由） 第4条 法の規定により知事に提出する書類は、特定給食施設の所在地を所管する総合事務所長（<u>所在地を所管する総合事務所長がない場合にあっては、知事が別に定める機関の長</u>）を経由して提出しなければならない。</p>	<p>（書類の経由） 第4条 法の規定により知事に提出する書類は、特定給食施設の所在地を所管する総合事務所長又は<u>福祉保健事務所長</u>を経由して提出しなければならない。</p>

（医師法施行細則の一部改正）

- 14 医師法施行細則（昭和24年鳥取県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 医師法（昭和23年法律第201号。以下「法」という。）第6条第3項の規定による届出は、<u>その住所地を所管する総合事務所長（住所地を所管する総合事務所長がない場合にあっては、知事が別に定める機関の長）</u>を経由しなければならない。</p>	<p>第1条 医師法（昭和23年法律第201号。以下「法」という。）第6条第3項の規定による届出は<u>その</u>住所地を所管する総合事務所長又は<u>福祉保健事務所長</u>を経由しなければならない。</p>

（歯科医師法施行細則の一部改正）

- 15 歯科医師法施行細則（昭和24年鳥取県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下「法」という。）第6条第3項の規定による届出は、<u>その住所地を所管する総合事務所長（住所地を所管する総合事務所長がない場合にあっては、知事が別に定める機関の長）</u>を経由しなければならない。</p>	<p>第1条 歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下「法」という。）第6条第3項の規定による届出は<u>その</u>住所地を所管する総合事務所長又は<u>福祉保健事務所長</u>を経由しなければならない。</p>

（医療法施行細則の一部改正）

- 16 医療法施行細則（昭和32年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（書類の経由）</p>	<p>（書類の経由）</p>

<p>第23条 法、令又は規則により知事に提出する申請書及び届出書は、病院、診療所又は助産所の所在地を管轄する総合事務所長（所在地を管轄する総合事務所長がない場合にあっては、知事が別に定める機関の長）を経由しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（受理済証）</p> <p>第24条 総合事務所長は、法、令又は規則により提出する届出書（第9条又は第10条の届出書を除く。）を受理したときは、その副本に受理した旨及び受理年月日を記入して届出者に交付しなければならない。</p>	<p>第23条 法、令又は規則により知事に提出する申請書及び届出書は、病院、診療所又は助産所の所在地を管轄する福祉保健事務所長又は総合事務所長を経由しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（受理済証）</p> <p>第24条 福祉保健事務所長又は総合事務所長は、法、令又は規則により提出する届出書（第9条又は第10条の届出書を除く。）を受理したときは、その副本に受理した旨及び受理年月日を記入して届出者に交付しなければならない。</p>
--	---

（鳥取県歯科技工士法施行細則の一部改正）

17 鳥取県歯科技工士法施行細則（昭和32年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（歯科技工所開設届）</p> <p>第2条 法第21条第1項前段の規定による歯科技工所開設届は、歯科技工所の所在地を所管する総合事務所長（以下「所管事務所長」という。）に第1号様式による届出書を提出してしなければならない。</p>	<p>（歯科技工所開設届）</p> <p>第2条 法第21条第1項前段の規定による歯科技工所開設届は、歯科技工所の所在地を所管する総合事務所長又は福祉保健事務所長（以下「所管事務所長」という。）に第1号様式による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>（申請書等の経由）</p> <p><u>第6条 政令又は歯科技工士学校養成所指定規則の規定により知事に提出する申請書、届出その他の書類は、住所地又は学校養成所の所在地を所管する総合事務所長又は福祉保健事務所長を経由して提出しなければならない。</u></p>

（鳥取県保健師助産師看護師法施行細則の一部改正）

18 鳥取県保健師助産師看護師法施行細則（昭和56年鳥取県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（申請書等の経由）</p> <p>第24条 法、政令、省令（第27条の規定を除く。）又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類（知事を経由するものを含む。）は、県内で業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師にあっては就業地、その他の者であって、県内に住所を有するものにおいて住所を所管す</p>	<p>（申請書等の経由）</p> <p>第24条 法、政令、省令（第27条の規定を除く。）又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類（知事を経由するものを含む。）は、県内で業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師にあっては就業地、その他の者であって、県内に住所を有するものにおいて住所を所管す</p>

<p>る総合事務所長（就業地又は住所地を所管する総合事務所長がない場合にあつては、知事が別に定める機関の長）を経由して提出しなければならない。</p>	<p>る総合事務所長又は福祉保健事務所長を経由して提出しなければならない。</p>
---	---

（鳥取県歯科衛生士法施行細則の一部改正）

19 鳥取県歯科衛生士法施行細則（昭和58年鳥取県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（業務従事者届出手続） 第2条 法第6条第3項の規定による届出は、就業地を所管する総合事務所長（就業地を所管する総合事務所長がない場合にあつては、知事が別に定める機関の長）を経由して省令第9条第3項に定める届出書を提出してしなければならない。</p>	<p>（業務従事者届出手続） 第2条 法第6条第3項の規定による届出は、就業地を所管する総合事務所長又は福祉保健事務所長に省令第9条第3項に定める届出書を提出してしなければならない。 （申請書等の経由） 第3条 政令又は歯科衛生士学校養成所指定規則の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類は、学校養成所の所在地を所管する総合事務所長又は福祉保健事務所長を経由して提出しなければならない。</p>

（鳥取県柔道整復師法施行細則の一部改正）

20 鳥取県柔道整復師法施行細則（昭和58年鳥取県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（施術所の届出） 第2条 法第19条第1項前段の規定による届出は、施術所の所在地を所管する総合事務所長（以下「所管事務所長」という。）に様式第1号による届出書を提出してしなければならない。 2・3 略</p>	<p>（施術所の届出） 第2条 法第19条第1項前段の規定による届出は、施術所の所在地を所管する総合事務所長又は福祉保健事務所長（以下「所管事務所長」という。）に様式第1号による届出書を提出してしなければならない。 2・3 略</p>

（鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正）

21 鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和28年鳥取県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（書類の経由） 第11条 法、省令及びこの規則の定めるところにより知事に提出する申請書、届書その他の書類は、それぞれ麻薬業務所、向精神薬営業所、向精神薬試験研</p>	<p>（書類の経由） 第11条 法、省令及びこの規則の定めるところにより知事に提出する申請書、届書その他の書類は、それぞれ麻薬業務所、向精神薬営業所、向精神薬試験研</p>

<p>究施設又は病院等の所在地を所管する総合事務所長 <u>(所在地を所管する総合事務所長がない場合にあっては、知事が別に定める機関の長)</u>を経由しなければならない。</p>	<p>究施設又は病院等の所在地を所管する総合事務所長 又は福祉保健事務所長を経由しなければならない。</p>
--	--

(鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

22 鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和37年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(書類の提出部数及び経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令及びこの規則の定めるところにより提出する申請書、届書その他の書類の部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める部数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 総合事務所長に委任された権限に属する事務に係るもの 正本1部</p> <p>2 <u>前項第1号又は第2号に掲げる申請書、届書その他の書類</u>（県内に住所又は事業所を有しない者が提出する書類を除く。）は、<u>所管の総合事務所長(所管の総合事務所長がない場合にあっては、知事が別に定める機関の長)</u>を経由して提出しなければならない。</p> <p>(配置販売業取扱品目変更指定書等の交付)</p> <p>第4条 知事<u>又は総合事務所長</u>は、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年省令第10号）附則第12条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の省令第159条の規定による申請に基づき指定品目の変更又は追加をしたときは、別記様式第4号による指定書を交付するものとする。</p> <p>別記様式第4号（第4条関係） 鳥取県指令第 号</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">配置販売業</td> <td style="text-align: center;">変更</td> <td style="text-align: center;">指定書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特例販売業</td> <td style="text-align: center;">追加</td> <td style="text-align: center;">指定書</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">年 月 日付けで申請の <u>配置販売業</u> 指定品目の <u>特例販売業</u></p> <p>変更 追加</p> <p>159条の規定により下記のとおり <u>変更</u> 指定する。 追加</p>	配置販売業	変更	指定書	特例販売業	追加	指定書	<p>(書類の提出部数及び経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令及びこの規則の定めるところにより提出する申請書、届書その他の書類の部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める部数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 総合事務所長<u>又は福祉保健事務所長</u>に委任された権限に属する事務に係るもの 正本1部</p> <p>2 <u>法、政令、省令及びこの規則の定めるところにより提出する申請書、届書その他の書類</u>（県内に住所又は事業所を有しない者が提出する書類を除く。）は、<u>所管の総合事務所長又は福祉保健事務所長</u>を経由して提出しなければならない。</p> <p>(配置販売業取扱品目変更指定書等の交付)</p> <p>第4条 知事、<u>総合事務所長又は福祉保健事務所長</u>は、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年省令第10号）附則第12条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の省令第159条の規定による申請に基づき指定品目の変更又は追加をしたときは、別記様式第4号による指定書を交付するものとする。</p> <p>別記様式第4号（第4条関係） 鳥取県指令第 号</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">配置販売業</td> <td style="text-align: center;">変更</td> <td style="text-align: center;">指定書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特例販売業</td> <td style="text-align: center;">追加</td> <td style="text-align: center;">指定書</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">年 月 日付けで申請の <u>配置販売業</u> 指定品目の <u>特例販売業</u></p> <p>変更 追加</p> <p>159条の規定により下記のとおり <u>変更</u> 指定する。 追加</p>	配置販売業	変更	指定書	特例販売業	追加	指定書
配置販売業	変更	指定書											
特例販売業	追加	指定書											
配置販売業	変更	指定書											
特例販売業	追加	指定書											

年 月 日 鳥取県知事 印 (総合事務所長) 年医薬品販売業許可第 号 様 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div>	年 月 日 鳥取県知事 印 (総合事務所長・福祉保健 事務所長) 年医薬品販売業許可第 号 様 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div>
---	--

(薬剤師法施行細則の一部改正)

23 薬剤師法施行細則（昭和37年鳥取県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(書類の経由) 第2条 法、令、省令及びこの規則に定めるところにより、知事に提出する申請書、届書その他の書類(知事を経由するものを含む。)は、住所地を所管する総合事務所長(住所地を所管する総合事務所長がない場合 にあつては、知事が別に定める機関の長)を経由して提出しなければならない。	(書類の経由) 第2条 法、令、省令及びこの規則に定めるところにより、知事に提出する届書は2通、厚生労働大臣に提出する申請書、届書その他の書類は3通を作成し、住所地を所管する総合事務所長又は福祉保健事務所長を経由して提出しなければならない。

(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

24 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和55年鳥取県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(申請書等の経由及び提出部数) 第16条 法、政令、省令又はこの規則の規定により、知事を経由し、又は知事に提出する申請書、届書その他の書類は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる所在地等を所管する総合事務所長(同表の右欄に掲げる所在地等を所管する総合事務所長がない場合 にあつては、知事が別に定める機関の長)を経由しなければならない。 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div> 2 略	(申請書等の経由及び提出部数) 第16条 法、政令、省令又はこの規則の規定により、知事を経由し、又は知事に提出する申請書、届書その他の書類は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる所在地等を所管する総合事務所長又は福祉保健事務所長を経由しなければならない。 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div> 2 略

(とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例施行規則の一部改正)

25 とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(書類の提出等) 第11条 条例又はこの規則の規定により知事に提出す	(書類の提出等) 第11条 条例又はこの規則の規定により知事に提出す

<p>る届出書、報告書その他の書類は、正副 2 部とし、<u>所管の総合事務所長がある場合にあっては、当該総合事務所長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>る届出書、報告書その他の書類は、正副 2 部とし、<u>所管の生活環境事務所長又は総合事務所長</u>に提出しなければならない。</p>
--	---

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

- 26 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般廃棄物処理施設設置等許可証の交付) 第 1 条の 6 総合事務所長は、法第 8 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第 9 条第 1 項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第 1 号の 3 による許可証を交付するものとする。</p>	<p>(一般廃棄物処理施設設置等許可証の交付) 第 1 条の 6 総合事務所長<u>又は生活環境事務所長</u>は、法第 8 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第 9 条第 1 項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第 1 号の 3 による許可証を交付するものとする。</p>
<p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え) 第 2 条の 2 総合事務所長は、法第 9 条第 3 項に規定する届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。</p>	<p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え) 第 2 条の 2 総合事務所長<u>又は生活環境事務所長</u>は、法第 9 条第 3 項に規定する届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。</p>
<p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請) 第 3 条 法第 8 条第 1 項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。）は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、総合事務所長に許可証の再交付を申請することができる。 2 前項の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、様式第 2 号による申請書を総合事務所長に提出しなければならない。</p>	<p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請) 第 3 条 法第 8 条第 1 項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。）は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、総合事務所長<u>又は生活環境事務所長</u>に許可証の再交付を申請することができる。 2 前項の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、様式第 2 号による申請書を総合事務所長<u>又は生活環境事務所長</u>に提出しなければならない。</p>
<p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納) 第 4 条 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、直ちに、許可証（第 1 号に該当する場合にあっては、失った許可証）を総合事務所長に返納しなければならない。 (1)～(3) 略</p>	<p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納) 第 4 条 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、直ちに、許可証（第 1 号に該当する場合にあっては、失った許可証）を総合事務所長<u>又は生活環境事務所長</u>に返納しなければならない。 (1)～(3) 略</p>
<p>(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付) 第 4 条の 2 総合事務所長は、法第 9 条の 5 第 1 項の許可をしたときは、様式第 2 号の 2 による許可証を交付するものとする。</p>	<p>(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付) 第 4 条の 2 総合事務所長<u>又は生活環境事務所長</u>は、法第 9 条の 5 第 1 項の許可をしたときは、様式第 2 号の 2 による許可証を交付するものとする。</p>

(一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付)

第4条の3 総合事務所長は、法第9条の6第1項の認可をしたときは、様式第2号の3による認可証を交付するものとする。

(報告の徴収)

第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(以下「特別管理産業廃棄物」という。)を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、変更し、又は解任した日から30日以内に、様式第10号の2の7による報告書を総合事務所長に提出するものとする。

2 法第12条第13項に規定する事業者であって次に掲げるものは、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間のそれぞれの事業場における産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに、同項において準用する法第7条第15項に規定する帳簿の写し(埋立処分以外の処理を行った場合にあつては、様式第10号の3による報告書)を総合事務所長に提出するものとする。

(1)・(2) 略

3 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の4による報告書を総合事務所長に提出するものとする。ただし、他人にその処理を委託する特別管理産業廃棄物については、この限りでない。

4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の5による報告書を総合事務所長(所管の総合事務所長がない場合にあつては、知事)に提出するものとする。ただし、他人に処分を委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物(他人からの委託により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分した結果生じたものに限る。)であつて、その処分に関し、法第12条の3第7項の報告書を提出するものについては、この限りでない。

(一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付)

第4条の3 総合事務所長又は生活環境事務所長は、法第9条の6第1項の認可をしたときは、様式第2号の3による認可証を交付するものとする。

(報告の徴収)

第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(以下「特別管理産業廃棄物」という。)を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、変更し、又は解任した日から30日以内に、様式第10号の2の7による報告書を総合事務所長又は生活環境事務所長に提出するものとする。

2 法第12条第13項に規定する事業者であつて次に掲げるものは、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間のそれぞれの事業場における産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに、同項において準用する法第7条第15項に規定する帳簿の写し(埋立処分以外の処理を行った場合にあつては、様式第10号の3による報告書)を総合事務所長又は生活環境事務所長に提出するものとする。

(1)・(2) 略

3 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の4による報告書を総合事務所長又は生活環境事務所長に提出するものとする。ただし、他人にその処理を委託する特別管理産業廃棄物については、この限りでない。

4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の5による報告書を総合事務所長又は生活環境事務所長に提出するものとする。ただし、他人に処分を委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物(他人からの委託により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分した結果生じたものに限る。)であつて、その処分に関し、法第12条の3第7項の報告書を提出するものについては、この限りでない。

<p>(書類の提出等)</p> <p>第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、正副2部とし、所管の総合事務所長がある場合にあっては、当該総合事務所長に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号の3 (第1条の6関係) 略</p>	<p>(書類の提出等)</p> <p>第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、正副2部とし、所管の総合事務所長又は生活環境事務所長に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号の3 (第1条の4関係) 略</p>
--	---

(鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の一部改正)

27 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則(平成17年鳥取県規則第121号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(広告の方法等)</p> <p>第8条 条例第9条の規定による広告は、次に掲げる事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎(所管する総合事務所がない場合にあっては、<u>県庁本庁舎</u>。以下同じ。)又は設置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(縦覧の方法)</p> <p>第9条 条例第9条に規定する縦覧(以下「縦覧」という。)は、周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎その他関係住民が参集しやすい場所で行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(判断結果の周知方法)</p> <p>第14条 条例第16条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者及び意見書を提出した者への通知並びに周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎への掲示その他の方法により行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(広告の方法等)</p> <p>第8条 条例第9条の規定による広告は、次に掲げる事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所若しくは生活環境事務所の庁舎又は設置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(縦覧の方法)</p> <p>第9条 条例第9条に規定する縦覧(以下「縦覧」という。)は、周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所又は生活環境事務所の庁舎その他関係住民が参集しやすい場所で行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(判断結果の周知方法)</p> <p>第14条 条例第16条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者及び意見書を提出した者への通知並びに周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所若しくは生活環境事務所の庁舎への掲示その他の方法により行うものとする。</p> <p>2 略</p>

<p>(意見調整結果の周知方法)</p> <p>第17条 条例第18条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者及び意見書を提出した者への通知並びに周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎への掲示その他の方法により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(廃止の届出等)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 条例第22条第2項の規定による広告は、次に掲げる事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎又は設置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(書類等の提出部数及び提出機関)</p> <p>第25条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面は、正本1通及び副本2通(第21条第2項に規定する処理状況報告書にあっては、正本及び副本各1通)を作成し、廃棄物処理施設等の設置場所を所管する総合事務所長がある場合にあっては、当該総合事務所長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(意見調整結果の周知方法)</p> <p>第17条 条例第18条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者及び意見書を提出した者への通知並びに周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所若しくは生活環境事務所の庁舎への掲示その他の方法により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(廃止の届出等)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 条例第22条第2項の規定による広告は、次に掲げる事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所若しくは生活環境事務所の庁舎又は設置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(書類等の提出部数及び提出機関)</p> <p>第25条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面は、正本1通及び副本2通(第21条第2項に規定する処理状況報告書にあっては、正本及び副本各1通)を作成し、廃棄物処理施設等の設置場所を所管する総合事務所長又は生活環境事務所長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>
--	---

(鳥取県都市公園規則の一部改正)

28 鳥取県都市公園規則(昭和54年鳥取県規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(工作物等を保管した場合の公示の場所等)</p> <p>第10条 条例第19条第1項第1号及び同条第2項の規則で定める場所は、当該都市公園の区域を所管する総合事務所又は<u>建築住宅事務所</u>とする。</p>	<p>(工作物等を保管した場合の公示の場所等)</p> <p>第10条 条例第19条第1項第1号及び同条第2項の規則で定める場所は、当該都市公園の区域を所管する総合事務所又は<u>生活環境事務所</u>とする。</p>

(鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

29 鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年鳥取県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p>第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長がある場合にあっては、<u>当該総合事務所長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、<u>県外に住所又は主たる事務所を有する者を除き、住所地又は主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長又は生活環境事務所長</u>に提出しなければならない。</p>

(と畜場法施行細則の一部改正)

30 と畜場法施行細則(昭和29年鳥取県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p>第12条 法、政令、省令及びこの規則によって知事に提出する書類は、と畜場の所在地又はとさつ解体地を所管する総合事務所長又は食肉衛生検査所長に提出しなければならない。</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第12条 法、政令、省令及びこの規則によって知事に提出する書類は<u>正副2通とし</u>、と畜場の所在地又はとさつ解体地を所管する総合事務所長、<u>生活環境事務所長</u>又は食肉衛生検査所長に提出しなければならない。</p>

(旅館業法施行細則の一部改正)

31 旅館業法施行細則(昭和33年鳥取県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(営業許可申請)</p> <p>第2条 法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、様式第1号により申請書を作成し、所管の総合事務所長に提出しなければならない。</p>	<p>(営業許可申請)</p> <p>第2条 法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、様式第1号により申請書を作成し、所管の総合事務所長<u>又は生活環境事務所長</u>に提出しなければならない。</p>
<p>(営業者地位承継承認申請書の様式)</p> <p>第4条 省令第2条第1項及び第3条第1項に規定する申請書は、様式第3号により作成して、所管の総合事務所長に提出しなければならない。</p>	<p>(営業者地位承継承認申請書の様式)</p> <p>第4条 省令第2条第1項及び第3条第1項に規定する申請書は、様式第3号により作成して、所管の総合事務所長<u>又は生活環境事務所長</u>に提出しなければならない。</p>
<p>(申請書に記載した事項の変更等の届出)</p> <p>第5条 省令第4条の規定による届出書は、様式第4号により作成して、所管の総合事務所長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(申請書に記載した事項の変更等の届出)</p> <p>第5条 省令第4条の規定による届出書は、様式第4号により作成して、所管の総合事務所長<u>又は生活環境事務所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(緩和申請)</p>	<p>(緩和申請)</p>

<p>第6条 条例第5条第2項の規定による基準緩和の申請は、様式第5号により、所管の総合事務所に提出しなければならない。</p>	<p>第6条 条例第5条第2項の規定による基準緩和の申請は、様式第5号により、所管の総合事務所長又は生活環境事務所長に提出しなければならない。</p>
--	---

(鳥取県調理師法施行細則の一部改正)

32 鳥取県調理師法施行細則(昭和34年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p>第9条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、総合事務所長を経由して提出しなければならない。</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第9条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、総合事務所長又は生活環境事務所長を経由して提出しなければならない。</p>

(鳥取県製菓衛生師法施行細則の一部改正)

33 鳥取県製菓衛生師法施行細則(昭和42年鳥取県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p>第10条 法、令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、住所地(県外に住所を有する者にあつては、免許を受けたときの住所地)を所管する総合事務所長(以下「<u>所管総合事務所長</u>」という。)に提出しなければならない。ただし、第3条の規定により知事に提出する受験願書は、<u>所管総合事務所長</u>を経由して知事に提出しなければならない。</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第10条 法、令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、住所地(県外に住所を有する者にあつては、免許を受けたときの住所地)を所管する総合事務所長又は生活環境事務所長(以下「<u>所管事務所長</u>」という。)に提出しなければならない。ただし、第3条の規定により知事に提出する受験願書は、<u>所管事務所長</u>を経由して知事に提出しなければならない。</p>

(鳥取県食品衛生条例施行規則の一部改正)

34 鳥取県食品衛生条例施行規則(昭和49年鳥取県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 政令第5条第3項の規定による試験品の採取量は、別表第1のとおりとする。ただし、総合事務所長が特別の理由があると認めるときは、当該検査に必要な限度において、その採取量を変更することができる。</p> <p>(営業許可を受けた者が設置した食品衛生責任者の届出)</p> <p>第11条の3 法第52条第1項の許可を受けた者は、食品衛生責任者を置いたとき(当該許可を受ける前に</p>	<p>第7条 政令第5条第3項の規定による試験品の採取量は、別表第1のとおりとする。ただし、総合事務所長又は生活環境事務所長が特別の理由があると認めるときは、当該検査に必要な限度において、その採取量を変更することができる。</p> <p>(営業許可を受けた者が設置した食品衛生責任者の届出)</p> <p>第11条の3 法第52条第1項の許可を受けた者は、食品衛生責任者を置いたとき(当該許可を受ける前に</p>

食品衛生責任者を置いていた場合にあつては、当該許可を受けたときは、15日以内に、様式第6号の6により、当該許可に係る施設の所在地の総合事務所長に届け出るものとする。食品衛生責任者を変更しようとするときも、同様とする。

(生食用食肉衛生管理責任者の届出)

第11条の6 法第52条第1項の許可を受けた者は、生食用食肉衛生管理責任者を置いたとき（当該許可を受ける前に生食用食肉衛生管理責任者を置いていた場合にあつては、当該許可を受けたとき）は、15日以内に、様式第6号の7により、当該許可に係る施設の所在地を所管する総合事務所長に届け出るものとする。生食用食肉衛生管理責任者を変更したときも、同様とする。

(営業の許可の申請書)

第12条 略

2 省令第67条第2項の申請書は、当該許可の有効期間の満了の日の20日前までに総合事務所長に提出しなければならない。

(許可証等の再交付申請等の手続)

第13条 法第52条第1項の許可を受けた者は、条例第5条第3項又は第4項の規定により許可証又は許可標識の再交付又は書換交付を受けようとするときは、様式第10号による申請書を総合事務所長に提出しなければならない。

2 法第52条第1項の許可を受けた者は、許可証若しくは許可標識の再交付を受けた後において亡失した許可証若しくは許可標識を発見したとき、許可の有効期間が満了したとき、許可の取消しがあったとき、又は許可に係る施設を廃止したときは、許可証又は許可標識を総合事務所長に返納しなければならない。

3・4 略

(施設の廃止等の届出)

第15条 法第52条第1項の許可を受けた者又は認定事業者は、同項の許可又は条例第3条の2第1項の認定に係る施設を廃止したときは、様式第13号による届書により速やかにその旨を総合事務所長又は知事に届け出なければならない。

食品衛生責任者を置いていた場合にあつては、当該許可を受けたときは、15日以内に、様式第6号の6により、当該許可に係る施設の所在地の総合事務所長又は生活環境事務所長に届け出るものとする。食品衛生責任者を変更しようとするときも、同様とする。

(生食用食肉衛生管理責任者の届出)

第11条の6 法第52条第1項の許可を受けた者は、生食用食肉衛生管理責任者を置いたとき（当該許可を受ける前に生食用食肉衛生管理責任者を置いていた場合にあつては、当該許可を受けたとき）は、15日以内に、様式第6号の7により、当該許可に係る施設の所在地を所管する総合事務所長又は生活環境事務所長に届け出るものとする。生食用食肉衛生管理責任者を変更したときも、同様とする。

(営業の許可の申請書)

第12条 略

2 省令第67条第2項の申請書は、当該許可の有効期間の満了の日の20日前までに総合事務所長又は生活環境事務所長に提出しなければならない。

(許可証等の再交付申請等の手続)

第13条 法第52条第1項の許可を受けた者は、条例第5条第3項又は第4項の規定により許可証又は許可標識の再交付又は書換交付を受けようとするときは、様式第10号による申請書を総合事務所長又は生活環境事務所長に提出しなければならない。

2 法第52条第1項の許可を受けた者は、許可証若しくは許可標識の再交付を受けた後において亡失した許可証若しくは許可標識を発見したとき、許可の有効期間が満了したとき、許可の取消しがあったとき、又は許可に係る施設を廃止したときは、許可証又は許可標識を総合事務所長又は生活環境事務所長に返納しなければならない。

3・4 略

(施設の廃止等の届出)

第15条 法第52条第1項の許可を受けた者又は認定事業者は、同項の許可又は条例第3条の2第1項の認定に係る施設を廃止したときは、様式第13号による届書により速やかにその旨を総合事務所長若しくは生活環境事務所長又は知事に届け出なければならない。

<p>2・3 略</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第16条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所管の総合事務所長<u>(所管の総合事務所長がない場合にあつては、知事が別に定める機関の長)</u>に提出しなければならない。</p>	<p>2・3 略</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第16条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所管の総合事務所長<u>又は生活環境事務所長</u>に提出しなければならない。</p>
--	--

(鳥取県化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

- 35 鳥取県化製場等に関する法律施行細則(昭和59年鳥取県規則第61号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出部数等)</p> <p>第13条 法又はこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、当該申請又は届出に係る施設又は区域の所在地を所管する総合事務所長に提出しなければならない。</p>	<p>(書類の提出部数等)</p> <p>第13条 法又はこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、<u>正副2部とし</u>、当該申請又は届出に係る施設又は区域の所在地を所管する総合事務所長<u>又は生活環境事務所長</u>に提出しなければならない。</p>

(鳥取県理容師法施行細則の一部改正)

- 36 鳥取県理容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p>第11条 法、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する届出書その他の書類は、所管の総合事務所長に提出しなければならない。</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第11条 法、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する届出書その他の書類は、所管の総合事務所長<u>又は生活環境事務所長</u>に提出しなければならない。</p>

(鳥取県美容師法施行細則の一部改正)

- 37 鳥取県美容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p>第11条 法、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する届出書その他の書類は、所管の総合事務所長に提出しなければならない。</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第11条 法、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する届出書その他の書類は、所管の総合事務所長<u>又は生活環境事務所長</u>に提出しなければならない。</p>

(鳥取県クリーニング業法施行細則の一部改正)

- 38 鳥取県クリーニング業法施行細則(昭和62年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p>第11条 省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、<u>所管の総合事務所長(所管の総合事務所長がない場合にあつては、知事が別に定める者)</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第11条 省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、<u>所管の総合事務所長又は生活環境事務所長</u>に提出しなければならない。<u>ただし、住所地在県の区域外にある場合にあつては、直接知事に提出するものとする。</u></p>

(鳥取県温泉法施行細則の一部改正)

39 鳥取県温泉法施行細則(昭和62年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p>第27条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、<u>所管の総合事務所長がある場合にあつては、当該総合事務所長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第27条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、<u>所管の総合事務所長又は生活環境事務所長</u>に提出しなければならない。</p>

(鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

40 鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年鳥取県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出部数等)</p> <p>第12条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、<u>当該申請又は届出に係る施設又は区域の所在地を所管する総合事務所長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(書類の提出部数等)</p> <p>第12条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、<u>正副2通とし、当該申請又は届出に係る施設又は区域の所在地を所管する総合事務所長又は生活環境事務所長</u>に提出しなければならない。</p>

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正)

41 鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則(平成14年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(収容等の公示の方法)</p> <p>第8条 条例第12条第1項又は第2項の規定による公示は、これらの規定に定める事項及び次に掲げる事項を収容又は引取りを行った場所を所管する総合事務所の庁舎の掲示板に掲示する方法及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。</p>	<p>(収容等の公示の方法)</p> <p>第8条 条例第12条第1項又は第2項の規定による公示は、これらの規定に定める事項及び次に掲げる事項を収容又は引取りを行った場所を所管する総合事務所<u>又は生活環境事務所</u>の庁舎の掲示板に掲示する方法及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。</p>

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(犬、猫等の返還)</p> <p>第9条 条例第12条第3項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体の返還を受けようとする者は、その所有者であることを疎明する書類を総合事務所に提示しなければならない。</p> <p>2 条例第12条第3項の規定により犬、猫等の返還を受ける者は、様式第4号による受取書を総合事務所に提出しなければならない。</p> <p>(犬、猫等の飼育希望者の募集)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 条例第13条第2項の規定による犬、猫等の飼育を希望する者の募集に応じようとする者は、様式第5号による申出書を総合事務所に提出しなければならない。</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(犬、猫等の返還)</p> <p>第9条 条例第12条第3項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体の返還を受けようとする者は、その所有者であることを疎明する書類を総合事務所長又は生活環境事務所長に提示しなければならない。</p> <p>2 条例第12条第3項の規定により犬、猫等の返還を受ける者は、様式第4号による受取書を総合事務所長又は生活環境事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(犬、猫等の飼育希望者の募集)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 条例第13条第2項の規定による犬、猫等の飼育を希望する者の募集に応じようとする者は、様式第5号による申出書を総合事務所長又は生活環境事務所長に提出しなければならない。</p>
---	--

(鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正)

42 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(認証の申請)</p> <p>第19条 条例第12条第1項の認証（以下「認証」という。）を受けようとする者は、様式第7号による申請書に認証を受けようとする施設に置く専任のふぐ処理師（以下「専任ふぐ処理師」という。）の免許証の写しを添えて総合事務所に申請しなければならない。</p> <p>(認証営業台帳の登録事項の訂正)</p> <p>第25条 総合事務所長は、前3条の申請に基づき認証書の書換交付又は再交付を行ったときは、認証営業台帳の登録事項を訂正するものとする。</p> <p>(認証書の返納)</p> <p>第26条 認証営業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに様式第12号による届出書により総合事務所長に届け出るとともに、認証書を総合事務所長に返納しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(認証の申請)</p> <p>第19条 条例第12条第1項の認証（以下「認証」という。）を受けようとする者は、様式第7号による申請書に認証を受けようとする施設に置く専任のふぐ処理師（以下「専任ふぐ処理師」という。）の免許証の写しを添えて総合事務所長又は生活環境事務所長に申請しなければならない。</p> <p>(認証営業台帳の登録事項の訂正)</p> <p>第25条 総合事務所長又は生活環境事務所長は、前3条の申請に基づき認証書の書換交付又は再交付を行ったときは、認証営業台帳の登録事項を訂正するものとする。</p> <p>(認証書の返納)</p> <p>第26条 認証営業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに様式第12号による届出書により総合事務所長又は生活環境事務所長に届け出るとともに、認証書を総合事務所長又は生活環境事務所長に返納しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

<p>2 略</p> <p>3 総合事務所長は、第1項第1号又は第3号に規定する届出を受けたときは、認証営業台帳の登録事項を抹消するものとする。</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第30条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所管の総合事務所長(所管の総合事務所長がない場合にあつては、知事が別に定める機関の長)に提出しなければならない。ただし、県外に住所を有する者が、第6条、第10条、第11条、第13条又は第16条の規定により知事に提出する場合は、直接知事に提出することができる。</p>	<p>2 略</p> <p>3 総合事務所長又は生活環境事務所長は、第1項第1号又は第3号に規定する届出を受けたときは、認証営業台帳の登録事項を抹消するものとする。</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第30条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所管の総合事務所長又は生活環境事務所長に提出しなければならない。ただし、県外に住所を有する者が、第6条、第10条、第11条、第13条又は第16条の規定により知事に提出する場合は、直接知事に提出することができる。</p>
---	---

(鳥取県建築士法施行細則の一部改正)

43 鳥取県建築士法施行細則(昭和25年鳥取県規則第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第4条第2項又は第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1号書式による免許申請書に戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、住所地を所管する総合事務所又は<u>建築住宅事務所</u>(以下「所管事務所」という。)の長を経由してこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(名簿の閲覧)</p> <p>第7条 名簿は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課及び所管事務所に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>(登録簿等の閲覧)</p> <p>第29条 法第23条の9各号に掲げる書類は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課及び所管事務所に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>(登録簿等の閲覧)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 法第23条の9各号に掲げる書類(前項の書類を除く。)は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まい</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第4条第2項又は第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1号書式による免許申請書に戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、住所地を所管する総合事務所又は<u>生活環境事務所</u>(以下「所管事務所」という。)の長を経由してこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(名簿の閲覧)</p> <p>第7条 名簿は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課及び所管事務所の<u>生活環境局建築住宅課又は建築住宅課</u>に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>(登録簿等の閲覧)</p> <p>第29条 法第23条の9各号に掲げる書類は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課及び所管事務所<u>の生活環境局建築住宅課又は建築住宅課</u>に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>(登録簿等の閲覧)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 法第23条の9各号に掲げる書類(前項の書類を除く。)は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まい</p>

まちづくり課及び所管事務所に備え置いて閲覧に供する。	まちづくり課及び所管事務所の <u>生活環境局建築住宅課又は建築住宅課</u> に備え置いて閲覧に供する。
----------------------------	---

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

44 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p>第18条 入居者が条例及びこの規則によって知事に提出する書類は、<u>県営住宅の所在地を所管する総合事務所又は建築住宅事務所</u>の長に提出しなければならない。</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第18条 入居者が条例及びこの規則によって知事に提出する書類は、<u>県営住宅の所在地を所管する総合事務所又は生活環境事務所</u>の長に提出しなければならない。</p>

(鳥取県建築基準法施行細則の一部改正)

45 鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(道路の位置の指定の変更等)</p> <p>第9条 法第42条第1項第5号の道路の位置の指定の変更又は取消しを受けようとする者は、省令第9条及び前条の規定の例により申請書を総合事務所長又は<u>建築住宅事務所長</u>（以下「事務所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>事務所長</u>は、前項の申請に基づいて道路の位置の指定の変更又は取消しをしたときは、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。</p>	<p>(道路の位置の指定の変更等)</p> <p>第9条 法第42条第1項第5号の道路の位置の指定の変更又は取消しを受けようとする者は、省令第9条及び前条の規定の例により申請書を総合事務所長又は<u>生活環境事務所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>総合事務所長又は生活環境事務所長</u>は、前項の申請に基づいて道路の位置の指定の変更又は取消しをしたときは、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。</p>
<p>(許可等の申請)</p> <p>第13条 省令第10条の4第1項若しくは第4項又は第10条の4の2第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他<u>事務所長</u>が必要と認める書類</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第5条第2項の規定による承認の申請は、申請書に同項の承認を求める区域（以下「区域」という。）に係る次に掲げる図書及び書面を添付してしなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他<u>事務所長</u>が必要と認める書類</p>	<p>(許可等の申請)</p> <p>第13条 省令第10条の4第1項若しくは第4項又は第10条の4の2第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他<u>総合事務所長又は生活環境事務所長</u>が必要と認める書類</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第5条第2項の規定による承認の申請は、申請書に同項の承認を求める区域（以下「区域」という。）に係る次に掲げる図書及び書面を添付してなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他<u>総合事務所長又は生活環境事務所長</u>が</p>

<p>(申請書等の提出先)</p> <p>第14条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定による知事又は<u>事務所長</u>に対する申請、通知、届出又は報告は、別表第2の左欄に掲げる建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める機関に提出してしなければならない。</p> <p>別表第2 (第14条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地</td> <td style="width: 50%;">機 関</td> </tr> <tr> <td>鳥取市、岩美郡、八頭郡</td> <td>東部建築住宅事務所</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地	機 関	鳥取市、岩美郡、八頭郡	東部建築住宅事務所	略		<p>必要と認める書類</p> <p>(申請書等の提出先)</p> <p>第14条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定による知事又は<u>総合事務所長又は生活環境事務所長</u>に対する申請、通知、届出又は報告は、別表第2の左欄に掲げる建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める機関に提出してしなければならない。</p> <p>別表第2 (第14条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地</td> <td style="width: 50%;">機 関</td> </tr> <tr> <td>鳥取市、岩美郡、八頭郡</td> <td>東部生活環境事務所</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地	機 関	鳥取市、岩美郡、八頭郡	東部生活環境事務所	略	
建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地	機 関												
鳥取市、岩美郡、八頭郡	東部建築住宅事務所												
略													
建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地	機 関												
鳥取市、岩美郡、八頭郡	東部生活環境事務所												
略													

(鳥取県都市計画法施行細則の一部改正)

- 46 鳥取県都市計画法施行細則(昭和60年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p>第22条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所管の総合事務所長又は<u>建築住宅事務所長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第22条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所管の総合事務所長又は<u>生活環境事務所長</u>に提出しなければならない。</p>

(鳥取県景観形成規則の一部改正)

- 47 鳥取県景観形成規則(平成19年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勧告等を受けた者の意見陳述)</p> <p>第8条 条例第17条第1項後段、第22条第2項又は第24条第2項後段の規定による意見の陳述は、総合事務所長又は<u>建築住宅事務所長</u>(以下「事務所長」という。)が口頭で行うことを認めた場合を除き、意見を記載した書面を提出して行うものとする。</p> <p>(口頭陳述会の設定)</p> <p>第9条 <u>事務所長</u>は、前条の規定により意見の陳述を口頭で行うことを認めた場合は、当該陳述の場(以下「口頭陳述会」という。)を設定するものとする。</p> <p>2 口頭陳述会に議長を置き、職員のうちから<u>事務所長</u>があらかじめ指名した者をもって充てる。</p>	<p>(勧告等を受けた者の意見陳述)</p> <p>第8条 条例第17条第1項後段、第22条第2項又は第24条第2項後段の規定による意見の陳述は、総合事務所長又は<u>生活環境事務所長</u>が口頭で行うことを認めた場合を除き、意見を記載した書面を提出して行うものとする。</p> <p>(口頭陳述会の設定)</p> <p>第9条 <u>総合事務所長又は生活環境事務所長</u>は、前条の規定により意見の陳述を口頭で行うことを認めた場合は、当該陳述の場(以下「口頭陳述会」という。)を設定するものとする。</p> <p>2 口頭陳述会に議長を置き、職員のうちから<u>総合事務所長又は生活環境事務所長</u>があらかじめ指名した</p>

<p>3～6 略</p> <p>(口頭陳述会の代理人の出席等)</p> <p>第10条 口頭陳述者は、自らに代わって、あらかじめ<u>事務所長</u>に届け出た代理人に意見を述べさせることができる。</p> <p>2 口頭陳述者又はその代理人は、あらかじめ<u>事務所長</u>の許可を受けて、口頭陳述会に補佐人を出席させることができる。</p> <p>3 口頭陳述者は、あらかじめ<u>事務所長</u>に届け出た証人又は参考人を口頭陳述会に出席させ、証言又は参考意見の陳述を行わせることができる。この場合において、<u>事務所長</u>は、必要があると認めるときは、証人又は参考人の数を制限することができる。</p> <p>(口頭陳述会の記録)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 議長は、口頭陳述会の結果について、前項の規定により作成した記録を添えて<u>事務所長</u>に報告しなければならない。</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="236 1169 783 1211"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 行為の規模が大きいため図書の規格の欄に定める縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、<u>事務所長</u>が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。</p>	略	<p>者をもって充てる。</p> <p>3～6 略</p> <p>(口頭陳述会の代理人の出席等)</p> <p>第10条 口頭陳述者は、自らに代わって、あらかじめ<u>総合事務所長又は生活環境事務所長</u>に届け出た代理人に意見を述べさせることができる。</p> <p>2 口頭陳述者又はその代理人は、あらかじめ<u>総合事務所長又は生活環境事務所長</u>の許可を受けて、口頭陳述会に補佐人を出席させることができる。</p> <p>3 口頭陳述者は、あらかじめ<u>総合事務所長又は生活環境事務所長</u>に届け出た証人又は参考人を口頭陳述会に出席させ、証言又は参考意見の陳述を行わせることができる。この場合において、<u>総合事務所長又は生活環境事務所長</u>は、必要があると認めるときは、証人又は参考人の数を制限することができる。</p> <p>(口頭陳述会の記録)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 議長は、口頭陳述会の結果について、前項の規定により作成した記録を添えて<u>総合事務所長又は生活環境事務所長</u>に報告しなければならない。</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="831 1169 1378 1211"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 行為の規模が大きいため図書の規格の欄に定める縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、<u>総合事務所長又は生活環境事務所長</u>が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。</p>	略
略			
略			

(鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

48 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成20年鳥取県規則第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の認定)</p> <p>第5条 条例第22条第2項の規定による認定(以下「不適用認定」という。)を受けようとする建築主等は、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書(様式第1号)を当該建築物の所在地を所管する総合事務所長又は<u>建築住宅事務所長</u>(以下「所管事務所長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の認定)</p> <p>第5条 条例第22条第2項の規定による認定(以下「不適用認定」という。)を受けようとする建築主等は、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書(様式第1号)を当該建築物の所在地を所管する総合事務所長又は<u>生活環境事務所長</u>(以下「所管事務所長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>

(鳥取県訓練手当支給規則の一部改正)

49 鳥取県訓練手当支給規則(昭和42年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(基本手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の級地の区分に係る地域は、支給対象者が県内に居住する場合にあっては次の表の左欄に掲げる級地区分に応じ同表の右欄に掲げる地域とし、支給対象者が県外に居住している場合にあっては<u>産業人材課長</u>(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された<u>雇用人材局産業人材課</u>の長をいう。)が別に定める地域とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>4 略</p>	<p>(基本手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の級地の区分に係る地域は、支給対象者が県内に居住する場合にあっては次の表の左欄に掲げる級地区分に応じ同表の右欄に掲げる地域とし、支給対象者が県外に居住している場合にあっては<u>労働政策課長</u>(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された<u>雇用人材局労働政策課</u>の長をいう。)が別に定める地域とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>4 略</p>

(土地収用法施行細則の一部改正)

50 土地収用法施行細則(昭和27年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(収用委員会の庶務)</p> <p>第3条 法第58条第3項の規定により、収用委員会の庶務は、<u>県土整備部県土総務課</u>において処理する。</p>	<p>(収用委員会の庶務)</p> <p>第3条 法第58条第3項の規定により、収用委員会の庶務は、<u>県土整備部技術企画課</u>において処理する。</p>

(鳥取県採石条例施行規則の一部改正)

51 鳥取県採石条例施行規則(平成16年鳥取県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第11号(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">廃土等<u>堆積</u>計画</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: right;">その2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>注 計画に記載された内容の確認に当たっては、<u>産業廃棄物関係法令等を所管する機関</u>との連携を図ること。</p> <p>添付書類 略</p>	<p>様式第11号(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">廃土等^{たい}<u>堆積</u>計画</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: right;">その2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>注 計画に記載された内容の確認に当たっては、<u>所管総合事務所又は生活環境事務所の産業廃棄物所管課等</u>との連携を図ること。</p> <p>添付書類 略</p>

(鳥取県砂利採取条例施行規則の一部改正)

52 鳥取県砂利採取条例施行規則(平成16年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第7号(第8条関係) 採取跡地埋戻計画 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> 注 1 計画に記載された内容の確認に当たっては、 <u>産業廃棄物関係法令等を所管する機関との連携</u> を図ること。 2 略 添付書類 略	様式第7号(第8条関係) 採取跡地埋戻計画 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> 注 1 計画に記載された内容の確認に当たっては、 <u>所管総合事務所又は生活環境事務所の産業廃棄物所管課等との連携</u> を図ること。 2 略 添付書類 略

(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正)

53 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和39年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事務の範囲) 第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>東部振興課、庶務集中課、中部総合事務所、西部総合事務所及び八頭県土整備事務所が集中管理する自動車の購入費、賃借料、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに当該自動車を運転して出張する運転士に支給する旅費の支払に関する事務並びに庶務集中課において賃貸借契約を締結した自動車を保管する部又は地方機関の当該自動車の賃借料の支払に関する事務</u> (3)～(10) 略	(事務の範囲) 第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>集中業務課、中部総合事務所、西部総合事務所、東部県税事務所及び八頭県土整備事務所が集中管理する自動車の購入費、賃借料、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに当該自動車を運転して出張する運転士に支給する旅費の支払に関する事務並びに集中業務課において賃貸借契約を締結した自動車を保管する部又は地方機関の当該自動車の賃借料の支払に関する事務</u> (3)～(10) 略

(鳥取県警察職員顕彰条例施行規則の一部改正)

54 鳥取県警察職員顕彰条例施行規則(昭和42年鳥取県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(審査会の組織) 第4条 略 2 略 3 委員には、行財政改革局 <u>職員支援課長</u> 、財政課長、	(審査会の組織) 第4条 略 2 略 3 委員には、行財政改革局 <u>福利厚生課長</u> 、財政課長、

警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長及び首席監察官を充てる。

警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長及び首席監察官を充てる。

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第20号

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則について

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(監査報告の記載事項)</u></p> <p><u>第2条 法第13条第4項の監査報告に記載すべき事項は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 監事の監査の方法及びその内容</u></p> <p><u>(2) 法人の業務が、法令等に従って適切に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見</u></p> <p><u>(3) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正な実施を確保するための体制の整備及び運用についての意見</u></p> <p><u>(4) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実</u></p> <p><u>(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</u></p> <p><u>(6) 監査報告を作成した日</u></p> <p><u>(監事が調査すべき書類)</u></p> <p><u>第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、法、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号。以下「政令」という。）及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。</u></p> <p><u>(業務方法書の記載事項)</u></p> <p><u>第4条 法第22条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1)～(4) 略</u></p> <p><u>(中期計画の認可等)</u></p> <p><u>第5条 略</u></p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第2条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(中期計画の認可等)</p> <p>第3条 略</p>

<p>(4) <u>前号の評価を行った結果により検出された業務運営上の課題及び当該課題に対する改善方策</u></p> <p>(5) <u>過去の報告書に記載された前号の改善方策のうちその実施が完了していないものの実施状況</u></p> <p>(会計処理)</p> <p>第9条 所管部局長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産がその減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないもの（以下「減価対応収益のない資産」という。）であると認められる場合には、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）<u>第3条第3項</u>の規定により総務大臣が公示する地方独立行政法人会計基準（以下「会計基準」という。）に基づき、当該償却資産を取得するまでの間に限り、当該償却資産を減価対応収益のない資産として指定することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(財務諸表等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第34条第2項の事業報告書に記載すべき事項</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>法人に関する基礎的な情報</u></p> <p>(2) <u>事業に関する説明</u></p> <p>(3) <u>財務諸表の要約</u></p> <p>(4) <u>財務情報</u></p> <p>4 <u>法第34条第3項</u>の規則で定める期間は、5年とする。</p> <p>(積立金の処分に係る承認の手続)</p> <p>第12条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に所管部局長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、中期目標の期間の最後の事業年度に係る法第34条第1項の規定による財務諸表の提出に併せて所管部局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>法第40条第5項</u>の規定により納付しようとする残余の金額</p> <p>(納付金の納付の手続)</p> <p>第13条 所管課長は、所管部局長が法第40条第4項の規定による承認をしたときは、速やかに<u>法第40条第5項</u>の規定による納付金の額及び納付の期限を法人</p>	<p>(会計処理)</p> <p>第9条 所管部局長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産がその減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないもの（以下「減価対応収益のない資産」という。）であると認められる場合には、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）<u>第1条第3項</u>の規定により総務大臣が公示する地方独立行政法人会計基準（以下「会計基準」という。）に基づき、当該償却資産を取得するまでの間に限り、当該償却資産を減価対応収益のない資産として指定することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(財務諸表)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第34条第4項</u>の規則で定める期間は、5年とする。</p> <p>(積立金の処分に係る承認の手続)</p> <p>第12条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に所管部局長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、中期目標の期間の最後の事業年度に係る法第34条第1項の規定による財務諸表の提出に併せて所管部局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>法第40条第6項</u>の規定により納付しようとする残余の金額</p> <p>(納付金の納付の手続)</p> <p>第13条 所管課長は、所管部局長が法第40条第4項の規定による承認をしたときは、速やかに<u>法第40条第6項</u>の規定による納付金の額及び納付の期限を法人</p>
--	--

<p>に通知するものとする。</p> <p>(重要な財産の処分等の認可の申請)</p> <p>第15条 法人は、法第44条第1項の規定により<u>鳥取県地方独立行政法人法施行条例(平成18年鳥取県条例第61号)</u>で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(常勤職員数の報告)</p> <p>第16条 法人のうち法第2条第2項の特定地方独立行政法人に係る法第54条第1項の規定による報告は、<u>政令第14条</u>の規定により、1月1日現在における常勤職員の数を記載した報告書を、同月30日までに所管課長に提出して行うものとする。</p>	<p>に通知するものとする。</p> <p>(重要な財産の処分等の認可の申請)</p> <p>第15条 法人は、法第44条第1項の規定により<u>条例</u>で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(常勤職員数の報告)</p> <p>第16条 法人のうち法第2条第2項の特定地方独立行政法人に係る法第54条第1項の規定による報告は、<u>地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)第13条</u>の規定により、1月1日現在における常勤職員の数を記載した報告書を、同月30日までに所管課長に提出して行うものとする。</p>
--	--

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。